

## 【別記】第2期静岡県基本計画

### 1 基本計画の対象となる区域（促進区域）

#### (1) 促進区域

設定する区域は、静岡市、浜松市、沼津市、熱海市、三島市、富士宮市、伊東市、島田市、富士市、磐田市、焼津市、掛川市、藤枝市、御殿場市、袋井市、下田市、裾野市、湖西市、伊豆市、御前崎市、菊川市、伊豆の国市、牧之原市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町、函南町、清水町、長泉町、小山町、吉田町、川根本町、森町の行政区域とする。令和5年1月1日現在における概ねの面積は777,700haである。

設定する区域内に自然環境保全法に規定する原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域（県自然環境保全地域を含む）は存在するが、促進区域に含めないものとする。また、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に規定する生息地等保護区は存在しない。

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定する鳥獣保護区、自然公園法に規定する国立公園、国定公園、県立自然公園及びその他の環境保全上重要な地域（環境省が自然環境保全基礎調査で選定した特定植物群落、生物多様性の観点から重要度の高い湿地、自然再生推進法に基づく自然再生事業の実施地域、シギ・チドリ類渡来湿地・国内希少野生動植物種の生息・生育域）を含むため、開発事業等について、環境保全上の見地から「8 環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項」のとおり適正に配慮するものとする。

※地図は別紙1のとおり

#### (2) 地域の特色（地理的条件、インフラの整備状況、人口分布の状況等）

本区域は日本のほぼ中央に位置し、太平洋に面して東西155km、南北118kmの距離、約777,700haの面積を有している。海や山、湖などバラエティに富んだ自然は、日本の豊かな風土の縮図とも言われている。遠州灘、駿河湾、相模灘に沿った約500kmの海岸線を南側に、北側は富士山など3,000m級の山々からなる北部山岳地帯が、東西に長い地形を囲んでおり、山地から流れ出た川が、天竜川、大井川、富士川となって県土を縦断し、海岸に注ぐ河口部に肥沃な土地を形成している。

交通インフラについては、東西をつなぐ東名高速道路や新東名高速道路、南北軸となる中部横断自動車道に加え、現在、三遠南信自動車道、伊豆縦貫自動車道の整備が進められている。また、清水港・田子の浦港・御前崎港からなる駿河湾港や、県の中央部に位置し空の玄関口となる静岡空港により、陸・海・空が一体となった交通・物流ネットワークが充実している。

本県の人口は、平成19年の379.6万人をピークに減少を続け、令和5年1月1日現在は358万人となっている。市町別に見ると、浜松市が78万人で最も多く、次いで静岡市が68万人と、この両政令市で県人口の41.0%を占めている。以下、富士市24万人、沼津市19

万人、磐田市16万人と続き、10万人以上の市が10市となっており、東部（伊豆含む）、中部、西部における人口規模は概ね均衡している。

図表1 地域別人口

地域	東部（伊豆含む）	中部	西部	計
人口	1,147,975	1,127,349	1,300,130	3,575,454

出典：「市区町別推計人口表」（令和5年1月1日現在）

図表2 静岡県の主要交通インフラ



本県の産業の特色は、工業では、製造品出荷額等（令和2年）（出典：「経済センサス活動調査」（令和3年））が16兆4,513億円年全国シェア5.4%、全国3位となっており、東部地域の紙・パルプ、CNF（セルロースナノファイバー）、医薬品、医療機器、水産加工品、中部地域の電気機械、家具、水産加工品、西部地域の輸送用機械、生産用機械、楽器、繊維、光・電子技術関連産業のほか、次世代自動車関連産業や航空宇宙関連産業など多彩な業種がバランスよく展開されている。

CNF：植物繊維をナノオーダー（1mmの100万分の1）までに微細化することで得られる産業資源。植物由来のため環境負荷が少なく、リサイクル性に優れているほか、軽量かつ頑丈、自由な成形が可能で、温度変化に伴う伸縮が少なく寸法が安定といった特長を兼ね備えることから、様々な産業分野における用途展開が期待されている。

図表3 都道府県別製造品出荷額等・付加価値額

製造品出荷額等（令和2年）				付加価値額（令和2年）			
順位	都道府県	（億円）	（％）	順位	都道府県	（億円）	（％）
1	愛知県	439,880	14.6%	1	愛知県	118,718	12.3%
2	大阪府	169,758	5.6%	2	大阪府	57,031	5.9%
3	静岡県	164,513	5.4%	3	静岡県	55,793	5.8%
4	神奈川県	158,353	5.2%	4	兵庫県	50,914	5.3%
5	兵庫県	152,499	5.0%	5	神奈川県	49,528	5.1%
6	埼玉県	128,630	4.3%	6	埼玉県	45,459	4.7%
7	茨城県	121,773	4.0%	7	茨城県	41,954	4.3%
8	千葉県	119,264	3.9%	8	三重県	31,785	3.3%
9	三重県	104,919	3.5%	9	千葉県	31,365	3.2%
10	福岡県	89,519	3.0%	10	東京都	28,403	2.9%
-	全国	3,020,033	100.0	-	全国	968,255	100.0

出典：「経済センサス-活動調査」（令和3年）

農業では、全国一の規模を誇る茶のほか、みかん、温室メロンやいちご等の野菜、花き等の施設園芸が盛んである。林業では、天竜川流域のスギ、富士川流域のヒノキの木材生産、水産業では、遠洋のかつお、マグロ、沖合のキンメダイ、沿岸のシラス、サクラエビ、浜名湖周辺のウナギ、富士山麓のニジマスなど多彩な農林水産物の生産が行われている。

図表4 静岡県の主要農産物（単位：億円、位、％）

県内順位	品目	産出額	全国シェア	
			順位	割合
1	茶（生葉＋荒茶）	268	1	34.2
2	鶏卵	233	7	4.2
3	みかん	230	3	13.9
4	米	162	-	1.2
5	いちご	109	5	5.9
6	生乳	97	-	1.2
7	肉用牛	77	-	1.0
8	メロン	63	4	9.7
9	トマト	60	10	2.7
10	豚	56	-	0.9

出典：「生産農業所得統計」（令和3年）農林水産省  
 （注）全国シェアの順位は10位以内の品目のみ記載。

デジタル分野では、本県の産業を主導する自動車産業などの部門を中心に、これまで培った高度なものづくり技術をベースとしながら、DXによる産業構造の転換に取り組んでいる。産学官連携組織である「静岡県IoT導入促進コンソーシアム」や「デジタルものづくりセンター」の活動をはじめ、「3次元点群データ」を用いた「VIRTUAL SHIZUOKA（バーチャル しずおか）」に取り組むなど、IoT、AI、ICTの利活用を推進している。一方、本県の産業人口のうち、情報通信業従事者の割合は1.2%であり、全国平均の2.9%の半数以下にとどまっている。

図表5 本県のICT人材数

区分	情報通信業				全産業	
	事業所数	全産業比	従業者数	全産業比	事業所数	従業者数
全国	63,574	1.2%	1,642,042	2.9%	5,340,783	56,872,826
静岡県	1,387	0.9%	20,605	1.2%	161,789	1,730,955

出典：「経済センサス-活動調査」（令和3年）

観光・スポーツ分野では、世界文化遺産の富士山をはじめ、同じく世界文化遺産の蘆山反射炉、伊豆半島ジオパーク、名勝日本平や三保松原、久能山東照宮、牧之原大茶園、駿河湾から南アルプスに至る自然景観、ラグビーワールドカップ2019会場であるエコパスタジアム、東京2020オリンピック・パラリンピック自転車競技会場である日本サイクリススポーツセンター、マリンスポーツの盛んな浜名湖や駿河湾沿岸など、多彩で魅力的な資源が充実している。

環境・エネルギー分野では、気象庁のHPによれば、「過去の気象データ検索」に掲載されている気候の平年値は、平均気温は概ね16～17℃で、降水量は1,800～2,300mmと、全般的には温暖な海洋性気候である。また、冬は乾燥した晴天の日が多く、雪は平地ではあまり降らない（※平年値：1991～2020年の30年間の累年平均値）。また、環境省の令和2年度温泉利用状況では、静岡県の源泉総数は2,208で全国第4位の源泉数を誇っている。

ヘルスケア分野では、本県は多彩で豊富な農林畜水産物に恵まれていることから、これらを活かした加工食品の製造など食品関連産業が盛んであり、平成29年（2017年）の食品や飲料等の付加価値額の合計は8,572億円で、16年連続日本一となっている。

## 2 地域経済牽引事業の促進による経済的効果に関する目標

### (1) 目指すべき地域の将来像の概略

本県では、令和4年3月に策定した静岡県総合計画「静岡県の新ビジョン 後期アクションプラン」に基づき、基本理念である「富国有徳」を具体化するため、5つの基本方向のもと12の政策を掲げ、多様な主体や地域間の連携を図りながら政策を推進している。12の政策のうち、主に「富をつくる産業の展開」「環境と経済が両立した社会の形成」「多彩なライフスタイルの提案」「“ふじのくに”の魅力の向上と発信」の4つの項目が経済産業分野の取組となっている。

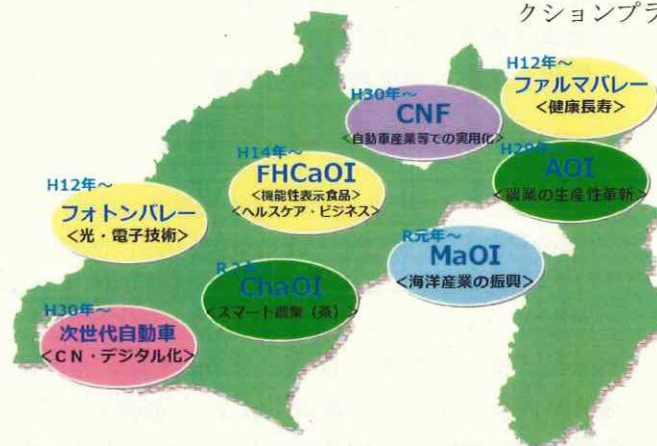
特に、「富をつくる産業の展開」においては、医療健康産業の集積により特色ある地域の発展を目指すファルマバレープロジェクトをはじめとする、先端産業創出プロジェクトの推進等を通じ、医薬品・医療機器産業、次世代自動車、観光産業といった、本県経済を強力に牽引するリーディングセクターの発展を促進する。

図表6 静岡県総合計画指標

指標	現状値 (H29-R2)	目標値 (R4-R7)
先端産業創出プロジェクト等による事業化件数	累計 357 件	累計 476 件
リーディングセクターにおける県支援による事業化件数	累計 49 件	累計 68 件

出典：静岡県の新ビジョン「富国有徳の美しい”ふじのくに”の人づくり・富づくり」後期アクションプラン

図表7  
静岡県の先端産業創出  
プロジェクト



**FHCaOI** : Food and Healthcare Open Innovationの略。食を中心としたヘルスケアの取組や、先端科学技術を活用した付加価値の創出などの視点を取り入れたプロジェクト

**MaOI** : Marine Open Innovationの略。日本一深い「駿河湾」の特徴ある海洋環境や多様な海洋生物などの本県の「場の力」を活用し、先端技術によるイノベーションを促進するプロジェクト

**AOI** : Agri Open Innovationの略。農業の飛躍的な生産性向上や農業を軸とした関連産業のビジネス展開を促進するプロジェクト

**ChaOI** : Cha Open Innovationの略。静岡茶の新たな価値の創造と需要の創出を推進し、茶業の再生を目指すプロジェクト

また、本県が誇る多彩で高品質な「農芸品」の生産力の強化や森林資源の循環利用による林業の成長産業化、水産王国「静岡」の持続的な発展に向けた水産イノベーションの取組など、農林水産業の競争力強化を図っていく。

さらに、全産業に及ぶ技術革新の基盤であるIoTやAIなどの活用を促進し、産業の新陳代謝を図るとともに、エネルギーの地産地消と地域企業によるエネルギー関連産業への参入を促進し、地域経済の着実な成長につなげる。

**(2) 経済的効果の目標**

- ・1件あたり1.32億円の付加価値額を創出する地域経済牽引事業を60件創出し、これらの地域経済牽引事業が1.3倍の波及効果を与え、促進区域内において103億円の付加価値を創出することを目指す。
- ・また、KPIとして、地域経済牽引事業の平均付加価値額、地域経済牽引事業の新規事業件数を設定する。

**【経済的効果の目標】**

区分	現状	計画終了後	増加率
地域経済牽引事業による付加価値創出額	89.9億円	192.9億円	114.6%

(算定根拠)

地域経済牽引事業による付加価値創出額

＝地域経済牽引事業の1件あたりの付加価値額×地域経済牽引事業の新規事業件数(件)×地域経済牽引事業の域内への波及効果

103億円＝1.32億円×60件×1.3倍

※1件あたりの1.32億円の付加価値創出額は、令和5年3月までに終了した事業計画の付加価値創出額の実績89.9億円(68件実績)の平均値であり、経済センサスー活動調査(令和3年)での静岡県の1事業所あたり平均付加価値額(5,411万円)の約2.5倍。

※地域経済牽引事業の60件は、年12件×5カ年として設定。

※経済波及効果は、最新の平成27年静岡県産業連関表の産業平均。

※現状欄の数値は令和5年3月末時点までで計画期間が終了した地域経済牽引事業計画の実績値。

**【5(3)で指定する業種の経済的効果の目標(指定する業種ごと)】**

付加価値額	現状	計画終了後	増加率
輸送用機械器具製造業	7億1,381万円	15億3,163万円	114.57%
電気機械器具製造業	3億2,634万円	7億23万円	114.57%
化学工業	2億9,487万円	6億3,271万円	114.57%

(算定根拠)

<現状値>

- ・ 全県の付加価値創出額（現状値）89.9 億円
  - × 輸送用機器器具製造業の割合 7.94% = 7 億 1,381 万円
- ・ 全県の付加価値創出額（現状値）89.9 億円
  - × 電気機械器具製造業の割合 3.63% = 3 億 2,634 万円
- ・ 全県の付加価値創出額 89.9 億円（現状値）
  - × 化学工業の割合 3.28% = 2 億 9,487 万円

<目標値>

- ・ 輸送用機械器具製造業：計画終了後の付加価値創出額
  - = 現状値 7 億 1,381 万円
  - + 付加価値創出額（目標値）103 億円 × 輸送用機器器具製造業の割合 7.94%
  - = 15 億 3,163 万円
- ・ 電気機械器具製造業：計画終了後の付加価値創出額
  - = 現状値 3 億 2,634 万円
  - + 付加価値創出額（目標値）103 億円 × 電気機械器具製造業の割合 3.63%
  - = 7 億 23 万円
- ・ 化学工業：計画終了後の付加価値創出額
  - = 現状値 2 億 9,487 万円
  - + 付加価値創出額（目標値）103 億円 × 化学工業の割合 3.28%
  - = 6 億 3,271 万円

【任意記載の K P I】

区分	現状	計画終了後	増加率
地域経済牽引事業の新規事業 件数	99 件	159 件	60.6%

※現状欄の件数は令和 5 年 3 月までの承認実績

### 3 地域経済牽引事業として求められる事業内容に関する事項

#### (1) 地域の特性の活用

「5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項」において記載する、地域の特性の活用戦略に沿った事業であること。

#### (2) 高い付加価値の創出

事業計画期間を通じた地域経済牽引事業による付加価値増加分が5,411万円（静岡県の1事業所あたり平均付加価値額（経済センサスー活動調査（令和3年））を上回ること。

#### (3) 地域の事業者に対する相当の経済的効果

事業計画期間を通じた地域経済牽引事業の実施により、促進区域内において、以下のいずれかの効果が見込まれること。

- ①事業者の売上げが、開始年度比で12%以上増加すること
- ②事業者の雇用者数が、開始年度比で3%以上増加すること
- ③事業者の雇用者給与等支給額が、開始年度比で12%以上増加すること

#### (設定根拠)

- ①令和5年度 内閣府年央試算による令和6年度の名目国内総生産見通し2.5%×4カ年に企業成長分2%を加えた12%
- ②労働力調査の就業者数（静岡県）のH27 1,934千人→R1 1,998千人の増加率3.3%を維持
- ③①と同等の増加を目指す

なお、(2)、(3)の指標については、事業計画の計画期間が5年の場合を想定しており、計画期間が短い場合は、計画期間で按分した値とする。



4 促進区域の区域内において特に重点的に地域経済牽引事業の促進を図るべき区域  
(重点促進区域)を定める場合にあっては、その区域

(1) 重点促進区域

重点促進区域は、以下の字の区域とする。

【重点促進区域1：別紙2の位置A】

富士市厚原字込野、厚原字八笠、久沢字浅ヶ久保、久沢字大久保

(概況及び公共施設等の整備状況)

本区域は、概ねの面積は約237haであり、「第四次国土利用計画（富士市計画）改定版」における『インターチェンジ周辺新市街地形成ゾーン』を含む区域である。

本区域の特性として新東名高速道路新富士インターチェンジ、西富士道路など交通の要衝であること、また、新東名高速道路を挟んで南側には第二東名IC周辺地区土地区画整理事業により整備された物流団地、2kmほど北には富士山フロント工業団地（第1期、第2期）が位置しており、物流団地及び工業団地に近接した利便性の高い区域であることがあげられる。

本区域に、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定する鳥獣保護区、自然公園法に規定する国立公園、国定公園、静岡県立自然公園条例に規定する県立自然公園及びその他の環境保全上重要な地域は、存在しない。

また、本区域は茶畑を中心に約40haの農用地区域を含むため、「9 地域経済牽引事業の促進を図るための土地利用の調整を行う場合にあっては、その基本的な事項」において、土地利用の調整の方針を記載する。なお、農業経営基盤強化促進法第19条第1項に規定する地域計画の目標達成に支障が生じることのないよう配慮する。

本区域内に市街化調整区域を含むが、市街化調整区域における土地利用調整は行わない。

本区域以外の遊休地については、土地が狭隘であること等の理由により、重点促進区域として設定を行わない。

(関連計画における記載等)

・第四次国土利用計画（富士市計画）改定版

本区域は、「東名高速道路及び新東名高速道路のインターチェンジ周辺については、『インターチェンジ周辺新市街地形成ゾーン』とし、土地区画整理事業地や幹線道路沿線等の周辺環境との調和に配慮した区域において、民間活力による産業施設等の立地を適正に誘導するなど、地域のもつ優位性を活かした新市街地の形成を図る」とされている。

・都市計画区域マスタープラン（岳南広域都市計画）

本区域は、既存工業地が立地した新富士IC周辺地区の産業拠点及びその周辺にあたり、「3 主要な都市計画の決定の方針 (1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針 4) 市街化調整区域の土地利用の方針」には、「既存集落地の居住環境や既存工業地の操業環境の維持・向上を図るため、地区計画制度等の活用を検討し、周辺環境に配慮した計画的な土地利用を図る。」ことが明記されている。

・第三次富士市都市計画マスタープラン

本区域は、「第2章 全体構想 4 将来の都市の骨格 (2) 産業拠点」において、「広域交通利便性を有効に活用し、生産・物流・観光機能等の集約を図るため、新富士IC周辺、富士IC周辺、田子の浦港周辺、富士山フロント工業団地周辺に拠点を設定」としている。また、「第2章 全体構想 5 都市づくりの基本方針 (3) 市街化調整区域の土地利用の基本方針」において「自然環境共生型業務地」として位置付けており、「東名高速道路及び新東名高速道路IC周辺については、広域結節点に隣接する立地優位性を活かした流通業務地の形成を図るほか、周辺の自然環境との調和・共生や富士山の眺望に配慮しながら、地域振興に寄与する産業施設等の立地を促進」としている。

・富士市農業振興地域整備計画書

本区域は「富士山麓地区」に区分されている。「第2 農用地利用計画 1土地利用区分の方向 (2) 農業上の土地利用の方向」において、「畑地帯総合整備事業等による農地・排水路及びかんがい施設等が整備されており、(中略)新富士インターチェンジへのアクセス道路の整備及び周辺地区の開発が推進されている。今後も本地区は農業生産基盤整備を推進し、茶及びしきみの産地としての確立を図る。一方、新東名高速道路の県外延伸により、広域的視点に立った土地利用の形成がさらに進むと予想されるため、これら増加する非農業的土地利用との調整に留意しつつ、開発案件については、極力、農業上の利用に支障の少ない土地へ誘導を図っていく」ことが明記されている。

【重点促進区域2：別紙2の位置B】

富士市大淵字大峯、大淵字元篤

(概況及び公共施設等の整備状況)

本区域は富士市大淵地区で、概ねの面積は130haである。本区域は「第四次国土利用計画(富士市計画)改定版」における『産業活力創造ゾーン』及び、「第三次富士市都市計画マスタープラン」における「富士山フロント工業団地周辺産業拠点」に位置付けられた区域である。

本区域の特性として、隣接地にもものづくり産業の主要拠点である富士山フロント工業団地及び富士グリーン工業団地が存在しており企業の集積が進んでいることから、特別高圧等の工業系インフラや、新東名高速道路ICへのアクセス道路が整備されており、

工場等の立地に適した区域となっている。

本区域に、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定する鳥獣保護区、自然公園法に規定する国立公園、国定公園、静岡県立自然公園条例に規定する県立自然公園及びその他の環境保全上重要な地域は、存在しない。

また、本区域は茶畑を中心に小規模な農地が点在しており約7haの農用地区域を含むため、「9 地域経済牽引事業の促進を図るための土地利用の調整を行う場合にあつては、その基本的な事項」において、土地利用の調整の方針を記載する。なお、農業経営基盤強化促進法第19条第1項に規定する地域計画の目標達成に支障が生じることのないよう配慮する。

本区域は、市街化調整区域を含むが、市街化調整区域における土地利用調整は行わない。

本区域以外の遊休地については、土地が狭隘であること等の理由により、重点促進区域として設定を行わない。

(関連計画における記載等)

・第四次国土利用計画（富士市計画）改定版

本区域は、「第3章 規模の目標を達成するために必要な措置の概要 第7節地域整備施策の推進等」において「産業活力創造ゾーン」として位置付けており、「優れた自然環境・地域環境への配慮の元、計画的な整備を推進し、地域振興及び産業振興のための工場等の一層の集積を図る。」としている。

・都市計画区域マスタープラン（岳南広域都市計画）

本区域は、新東名高速道路の新富士インターチェンジから約2kmで、既存工業地が立地した地域に位置しており、「3 主要な都市計画の決定の方針 (1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針 4) 市街化調整区域の土地利用の方針」には、「既存集落地の居住環境や既存工業地の操業環境の維持・向上を図るため、地区計画制度等の活用を検討し、周辺環境に配慮した計画的な土地利用を図る。」ことが明記されている。

・第三次富士市都市計画マスタープラン

本区域は、「第2章 全体構想 4 将来の都市の骨格 (2) 産業拠点」において、「広域交通利便性を有効に活用し、生産・物流・観光機能等の集約を図るため、新富士IC周辺、富士IC周辺、田子の浦港周辺、富士山フロント工業団地周辺に拠点を設定」としている。また、「第2章 全体構想 5 都市づくりの基本方針 (3) 市街化調整区域の土地利用の基本方針」において「自然環境共生型業務地」として位置付けており、「富士山フロント工業団地については、周囲の自然環境との調和・共生に留意し、工場及び流通業務施設等の立地に特化した土地利用の維持・創出を図るため、地区計画制度を適切に運用」としている。

・富士市農業振興地域整備計画書

本区域は「富士山麓地区」に区分されている。「第2 農用地利用計画 1 土地利用区分の方向 (2) 農業上の土地利用の方向」において、「畑地帯総合整備事業等による農地・排水路及びかんがい施設等が整備されており、(中略)新富士インターチェンジへのアクセス道路の整備及び周辺地区の開発が推進されている。今後も本地区は農業生産基盤整備を推進し、茶及びしきみの産地としての確立を図る。一方、新東名高速道路の県外延伸により、広域的視点に立った土地利用の形成がさらに進むと予想されるため、これら増加する非農業的土地利用との調整に留意しつつ、開発案件については、極力、農業上の利用に支障の少ない土地へ誘導を図っていく」ことが明記されている。

【重点促進区域3：別紙2の位置C】

磐田市下神増字柳野

(概要及び公共施設等の整備状況)

本区域は、概ねの面積は約12.7haであり、主要地方道浜北袋井線が東西に通っており、浜北大橋により西隣の浜松市とアクセスが良好である。既に国内大手光産業メーカーが主要製造拠点を設置し、近隣にも関連産業が立地する集積地である。

本区域に、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定する鳥獣保護区、自然公園法に規定する国立公園、国定公園、静岡県立自然公園条例に規定する県立自然公園及びその他の環境保全上重要な地域は、存在しない。

また、本区域は、約2.8haの農用地区域を含むため、「9 地域経済牽引事業の促進を図るための土地利用の調整を行う場合にあっては、その基本的な事項」において、土地利用の調整の方針を記載する。なお、農業経営基盤強化促進法第19条第1項に規定する地域計画の目標達成に支障が生じることのないよう配慮する。

本区域内に市街化調整区域を含むが、市街化調整区域における土地利用調整は行わない。

本区域以外の遊休地については、関連産業が集積している地域から離れている等の理由により、重点促進区域として設定を行わない。

(関連計画における記載等)

・都市計画区域マスタープラン(磐田都市計画)

本区域は、東名高速道路新磐田スマートICから約2kmに位置し、「3 主要な都市計画の決定の方針 (1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針 4) 市街化調整区域の土地利用の方針」には、「東名高速道路及び新東名高速道路のインターチェンジ周辺においては、交通利便性を活かし、都市的土地利用の必要性、今後の見通しなど総合的に判断し、都市計画上の位置づけを検討する。」ことが明記されている。

・磐田市都市計画マスタープラン

本区域は「豊岡地区」の一部で、「2章 全体構想 2-3 磐田市が目指す将来都市構造」において、本区域は産業集積地区周辺に位置付けられており、「3-1 土地利用の基本方針」で、「新たな企業誘致等に対応するため、既存の産業集積地区周辺を対象に、機能の拡充や区域の拡大を検討」する方針が示されている。

・磐田市農業振興地域整備計画書

本区域は「豊岡地区」に区分されている。「第2 農用地利用計画 1 土地利用区分の方向 (2) 農業上の土地利用の方向」において、「本地区の農地は、天竜川左岸の平坦地では田や畑が広がり、既存集落が散在している。(中略) 県営ほ場整備事業、団体営畑地総合整備事業等により天竜川沿いの南部平坦地の田や丘陵地の畑が整備された。(中略) 経営体育成基盤整備事業により下野部地区の田が整備され、基盤整備は概ね完了している。今後、平坦地では、農業用水施設の長寿命化や更新整備を進めるとともに、ほ場の大区画化等の検討や(中略) 農地の集積・集約化を進め、田及び畑としての土地利用を推進する」ことが明記されている。

一方、「第8 農業従事者の安定的な就業の促進計画 1 農業従事者の安定的な就業の促進の目標」において、「本市では、農業従事者の安定的な就業の場の確保を図るため、農村地域への産業の導入の促進等に関する法律による産業導入地区等への企業誘致を進め、兼業農家等の雇用機会の場を確保してきた。(中略) 企業誘致の推進や企業による次世代型農業施設の整備などにより、地域の立地条件に応じた新たな就業機会の確保に向けた多角的な産業立地をめざしている。今後も、農業的土地利用との調和に留意しつつ、商業施設や企業立地の基盤を確立し、先端技術産業や研究施設等の誘致を図っていく」とされている。

【重点促進区域4：別紙2の位置D】

焼津市大島字矢作

(概況及び公共施設等の整備状況)

本区域の概ねの面積は21haであり、「第4次焼津市国土利用計画」においては、土地利用の転換の適正化として、「広域交通機能の向上や優れた水産資源等を活用した新産業の育成やにぎわいの創出による新たな土地需要に対して、周辺との調和を図りつつ、土地利用転換の誘導を図る。」としている。

本区域の特性として、東名高速道路大井川焼津藤枝スマートICから3.0kmと近傍し、焼津インターチェンジから8.5km、吉田インターチェンジから9.5km、静岡空港から車で25分の所に位置しており、国道150号、都市計画道路志太中央幹線や近隣市にアクセスする幹線道路が整備され、また、産業・精密機器等の製造業や物流施設などの産業が集積し、水源の88%を地下水によって賄われる上水道等のインフラやバス路線が整備されている利便性の高い区域であることがあげられる。

以上のことから、インターチェンジに近傍し、国道 150 号や都市計画道路志太東幹線にアクセスする幹線道路が整備される交通利便性に優れる区域であることの優位性を活かし、産業が集積する本区域において、地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域に設定する。

本区域に、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定する鳥獣保護区、自然公園法に規定する国立公園、国定公園、静岡県立自然公園条例に規定する県立自然公園及びその他の環境保全上重要な地域は、存在しない。

また、本区域には、遊休地は存在せず、全域が市街化調整区域内であり、また、約 6 ha の農用地区域が存在するため、「9 地域経済牽引事業の促進を図るための土地利用の調整を行う場合にあつては、その基本的な事項」において、土地利用の調整方針を記載する。なお、農業経営基盤強化促進法第 19 条第 1 項に規定する地域計画の目標達成に支障が生じることのないよう配慮する。

(関連計画における記載等)

・都市計画区域マスタープラン（志太広域都市計画）

本区域は、東名高速道路の大井川焼津藤枝スマートインターチェンジから約 3 km に位置しており、「3 主要な都市計画の決定の方針 (1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定方針 4) 市街化調整区域の土地利用の方針」には、「東名高速道路の大井川焼津藤枝スマートインターチェンジや、新東名高速道路の藤枝岡部インターチェンジの周辺は、需要に応じた適切な工業系及び流通業務系施設の立地を進めるため、周辺環境に配慮した計画的な土地利用の誘導を検討する。」と明記されている。

・第 4 次焼津市国土利用計画

土地利用の転換の適正化として、「広域交通機能の向上や優れた水産資源等を活用した新産業の育成やにぎわいの創出による新たな土地需要に対して、周辺との調和を図りつつ、土地利用転換の誘導を図ります。」とされている。

・焼津市農業振興地域整備計画書

本区域は、「南部地区」に位置付けられ、「大井川水系に属する平坦部で、水田の大区画化、汎用化が進められており、20ha 以上の集団的な農地が存在している区域もある。このため、本市における最も重要な産地の条件を備えていることから、農地の集積・集約化の促進や高性能機械による効率的な農作業を推進し、農地としての合理的な土地利用を図っていく。また、施設園芸の拡大が見込まれることから、周辺の農地利用に配慮しつつ、野菜や花卉などの施設の団地化とともに、農業近代化施設の整備を検討する。」、「本市の第 5 次焼津市総合計画後期基本計画における土地利用の考え方では、市域がほぼ平坦地という地勢の良さに加え、富士山静岡空港や東名高速道路焼津インターチェンジ及び大井川焼津藤枝スマートインターチェンジ等の交通・輸送機能の有利性を活かした産業振興をより一層図るため、その条件整備として、必要な道路整備や河川改修を着

実に推進しつつ、新たな用地を造成するとともに、立地促進制度の創設などにより、企業誘致を積極的に進め、地域経済の活力増進と魅力ある雇用の場の確保を図っていく方向にある。また、市民生活の利便性や住みやすい環境づくりを進めるため、土地区画整理事業や宅地開発事業等による計画的な都市基盤の整備により、良質な住宅地の形成を行い定住人口の増大を図る方向を示していることから、農業振興地域内における非農業的土地利用の需要増加が今後予想される。このため、第5次焼津市総合計画、第3次焼津市国土利用計画、志太広域都市計画等の諸計画との整合を図りつつ、農地等として利用すべき土地の区域を明確にし、優良農地の確保に努めることとする。」とされている。

また、平成30年3月1日付け29農振第1771号農林水産省農村振興局長通知「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に基づく計画に係る農業振興地域制度及び農地転用許可制度の運用について」に基づき、土地利用調整の協議を通じて本整備計画と調和を図っていく。

#### ・焼津市産業立地ビジョン

本区域は、「高い交通利便性、公共施設・大学・大型商業施設等が立地する良好な住環境などを活かし、住環境と調和した産業誘致と既存企業の拡張等を進める」エリアとされている。

なお、焼津市総合計画や焼津市都市計画マスタープランなどのまちづくりや農業政策に関する計画等については、現在、焼津市産業立地ビジョンと調和を図りつつ改定作業を進めている。

### 【重点促進区域5：別紙2の位置E】

#### 三島市新谷

#### (概況及び公共施設等の整備状況)

本区域は、概ね9haであり、「第4次国土利用計画（三島市計画）」における複合産業集積ゾーン及び、「三島市都市計画マスタープラン」における産業集積拠点の区域である。

本区域の特性としては、広域主要幹線道路である国道136号が区域の東側に近接し南北に通っており、高規格幹線道路である東駿河湾環状道路の大場・函南インターチェンジや函南塚本インターチェンジにつながっていることから、首都圏をはじめとする広域への交通利便性に優れた区域である。

区域内を東西に通る現在建設中の都市計画道路西間門新谷線（都市内主要幹線道路）は、隣接する清水町から国道136号までを繋ぐ道路として、交通混雑の緩和や産業の活性化を目的とし、令和9年度の完成を目指している。

また、清水町において既に供用済の区間の沿道には、産業集積地である協同組合沼津卸商社センターが立地しており、同道路の完成により、本区域も交通利便性に優れた産

業集積地を形成することが期待されている。

なお、現在は葉物野菜を生産する工場が稼働しているほか、既存のリサイクル工場が存在している。

本区域に、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定する鳥獣保護区、自然公園法に規定する国立公園、国定公園、静岡県立自然公園条例に規定する県立自然公園及びその他の環境保全上重要な地域は、存在しない。

また、本区域は約5haの農用地区域を含むため、「9 地域経済牽引事業の促進を図るための土地利用の調整を行う場合にあつては、その基本的な事項」において、土地利用の調整の方針を記載する。なお、農業経営基盤強化促進法第19条第1項に規定する地域計画の目標達成に支障が生じることのないよう配慮する。

本区域内に市街化調整区域を含むが、市街化調整区域における土地利用調整は行わない。

本区域以外の遊休地については、土地が狭隘であること等の理由により、重点促進区域として設定を行わない。

(関連計画における記載等)

・都市計画区域マスタープラン（東駿河湾広域都市計画）

本区域は、東駿河湾環状道路大場・函南インターチェンジから約2.3km、函南塚本インターチェンジから約2.6kmに位置しており、「3 主要な都市計画の決定の方針（1）土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針 4）市街化調整区域の土地利用の方針」には、「①優良な農地との健全な調和に関する方針 「農業整備事業等の受益地を始めとする農業振興地域の整備に関する法律に基づき設定される農用地区域等の優良な農地は、優良な農地として保全を図る。」」や「④秩序ある都市的土地利用の実現に関する方針 「「ふじのくに」のフロンティアを拓く取組を進めている新東名高速道路及び東駿河湾環状道路のインターチェンジ周辺においては、交通の利便性を活かした、新たな産業拠点として位置付けを検討する。」及び「幹線道路において、沿道サービス施設の立地の進行等により無秩序な土地利用が行われるおそれのある区域については、地区計画制度の活用を検討し、市街化調整区域の性格を保持しつつ区域の実情に応じた適正な土地利用の整序を図る。」」ことが明記されている。

・三島市都市計画マスタープラン

本区域は「中郷地域」の一部で、「第3章 都市基本計画 1土地利用基本計画 3新たに都市的土地利用を検討する区域の土地利用計画」において、本区域内のうちの産業集積拠点に位置付けられており、「第4章 地域別構想 4中郷地域」の整備方針では「環境優先ゾーンへの配慮がなされた上で、地区計画の導入、開発許可基準などにより、沿道サービス施設、流通業務施設や研究施設、工場などの立地を促進」との方針が示されている。



・三島市農業振興地域整備計画書

本区域は「中郷地区」に区分される。「第1 農用地利用計画 1 土地利用区分の方向(2) 農業上の土地利用の方向 ア農用地等利用の方針 (ウ) 中郷地区」において、本地区は、大部分が平坦地となっており、農地では水稻を中心にトマト、花き等の施設園芸が行われているが、市街地に隣接しており、地区内の国道136号、県道三島静浦港線及び市道南二日町中島線沿いには、住宅地や商業地などの都市化が進展している箇所もみられる。(中略) 今後も産業として発展できる農業を推進するため、農業経営基盤強化促進法に基づく地域計画を踏まえた農地中間管理事業等を活用し、担い手への農地の利用集積に努めるとともに、三島市水田フル活用ビジョン等に基づき、高収益作物(園芸作物等)の作付けを推進し、水田の有効活用に努める。

一方、本区域は国道136号をはじめとした主要道が南北に走る交通の要衝であることから、第3次三島市国土利用計画では、国道136号沿いが「沿道型商業整備促進ゾーン」、国道1号や県道三島静浦港線、都市計画道路西間門新谷線沿いは「沿道型産業集積促進ゾーン」として位置づけられ、非農業的土地需要が高い地域である。また、東駿河湾環状道路大場・函南IC周辺一帯においても非農業的土地需要が高まりを見せている。

加えて、「今後もこのような非農業的土地利用については、優良農地の確保を基本とし、周辺土地利用との調整に留意しつつ、計画的な土地利用を図っていく。」とされている。

【重点促進区域6：別紙2の位置F】

三島市梅名

(現況及び公共施設等の整備状況)

本区域は、概ね9haであり、「第4次国土利用計画(三島市計画)」における工業集積ゾーン及び「三島市都市計画マスタープラン」における産業集積拠点の区域である。

本区域の特性としては、広域主要幹線道路である国道136号が南北に、都市内幹線道路である県道清水・函南停車場線が東西にそれぞれ区域に近接して通っており、高規格幹線道路である東駿河湾環状道路の大場・函南インターチェンジや函南塚本インターチェンジにつながっていることから、首都圏をはじめとする広域への交通利便性に優れた区域である。

国道136号の沿道には、沿道サービス施設が立地し、隣接する地区には国内大手の食肉加工工場が関東圏の製造拠点のひとつとして立地しているほか、同じく当該県道の沿道には既存流通業務施設や既存工場が立地しており、産業の集積が進んでいる区域である。

本区域に、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定する鳥獣保護区、自然公園法に規定する国立公園、国定公園、静岡県立自然公園条例に規定する県立

自然公園及びその他の環境保全上重要な地域は、存在しない。

また、本区域は約6haの農用地区域を含むため、「9 地域経済牽引事業の促進を図るための土地利用の調整を行う場合にあつては、その基本的な事項」において、土地利用の調整の方針を記載する。

なお、農業経営基盤強化促進法第19条第1項に規定する地域計画の目標達成に支障が生じることのないよう配慮する。

本区域内に市街化調整区域を含むが、市街化調整区域における土地利用調整は行わない。

本区域以外の遊休地については、土地が狭隘であること等の理由により、重点促進区域として設定を行わない。

(関連計画における記載等)

・都市計画区域マスタープラン(東駿河湾広域都市計画)

本区域は、東駿河湾環状道路大場・函南インターチェンジから約1.6km、函南塚本インターチェンジから約1.3kmに位置しており、「3 主要な都市計画の決定の方針 (1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針 4) 市街化調整区域の土地利用の方針」には、「①優良な農地との健全な調和に関する方針 「農業整備事業等の受益地を始めとする農業振興地域の整備に関する法律に基づき設定される農用地区域等の優良な農地は、優良な農地として保全を図る。」」や「④秩序ある都市的土地利用の実現に関する方針 「“ふじのくに”のフロンティアを拓く取組」を進めている新東名高速道路及び東駿河湾環状道路のインターチェンジ周辺においては、交通の利便性を活かした、新たな産業拠点として位置付けを検討する。」及び「幹線道路において、沿道サービス施設の立地の進行等により無秩序な土地利用が行われるおそれのある区域については、地区計画制度の活用を検討し、市街化調整区域の性格を保持しつつ区域の実情に応じた適正な土地利用の整序を図る。」」ことが明記されている。

・三島市都市計画マスタープラン

本区域は「中郷地域」の一部で、「第3章 都市基本計画 1 土地利用基本計画 3 新たに都市的土地利用を検討する区域の土地利用計画」において、産業集積拠点に位置付けられている。

また、「第4章 地域別構想 4 中郷地域」の整備方針では「教育・営農環境への配慮がなされた上で、地区計画の導入、開発許可基準などにより、流通業務施設や研究施設、工場などの立地を促進」との方針が示されている。

・三島市農業振興地域整備計画書

本区域は「中郷地区」に区分される。「第1 農用地利用計画 1 土地利用区分の方向 (2) 農業上の土地利用の方向 ア農用地等利用の方針 (ウ) 中郷地区」において、本地区は、大部分が平坦地となっており、農地では水稻を中心にトマト、花き等の

施設園芸が行われているが、市街地に隣接しており、地区内の国道 136 号、県道三島静浦港線及び市道南二日町中島線沿いには、住宅地や商業地などの都市化が進展している箇所もみられる。（中略）今後も産業として発展できる農業を推進するため、農業経営基盤強化促進法に基づく地域計画を踏まえた農地中間管理事業等を活用し、担い手への農地の利用集積に努めるとともに、三島市水田フル活用ビジョン等に基づき、高収益作物（園芸作物等）の作付けを推進し、水田の有効活用に努める。

一方、本区域は国道 136 号をはじめとした主要道が南北に走る交通の要衝であることから、第 3 次三島市国土利用計画では、国道 136 号沿いが「沿道型商業整備促進ゾーン」、国道 1 号や県道三島静浦港線、都市計画道路西間門新谷線沿いは「沿道型産業集積促進ゾーン」として位置づけられ、非農業的土地需要が高い地域である。また、東駿河湾環状道路大場・函南 IC 周辺一帯においても非農業的土地需要が高まりを見せている。

加えて、「今後もこのような非農業的土地利用については、優良農地の確保を基本とし、周辺土地利用との調整に留意しつつ、計画的な土地利用を図っていく。」とされている。

## （2）区域設定の理由

### 【重点促進区域 1】

本区域の北側には富士山フロント工業団地が存しており、静岡県先端産業創出プロジェクトとして、本県経済を強力に牽引するリーディングセクターの発展を促進する分野に位置付けられている食品系企業等の集積を始め、様々な業種の企業が立地しています。また、新東名高速道路の南側には、区画整理により大規模物流団地が存しており、その中間に位置する本区域は好条件の立地を活かし、地域を牽引する企業の集積を目指し、本区域を重点促進区域として設定する。区域の設定にあたっては、市街化区域内に同規模の代替地は存在せず、市街化調整区域内で検討する必要がある。その中で、農用地区域外を優先に検討したが、現状市内に同規模の代替地は存在しない。

なお、本区域の区域内において、工業団地の空き区画や遊休地は存在しない。

### 【重点促進区域 2】

本区域の東側には富士山フロント工業団地が存しており、静岡県先端産業創出プロジェクトとして、本県経済を強力に牽引するリーディングセクターの発展を促進する分野に位置付けられている食品系企業等の集積をはじめ、様々な業種の企業が立地しており、本区域の好条件の立地を活かし、地域を牽引する企業の集積を目指し、重点促進区域として設定する。区域の設定にあたっては、市街化区域内に同規模の代替地は存在せず、市街化調整区域内で検討する必要がある。その中で、農用地区域外を優先に検討したが、現状市内に同規模の代替地は存在しない。

なお、本区域の区域内において、工業団地の空き区画や遊休地は存在しない。

### 【重点促進区域3】

本区域には、国内大手の光・電子技術関連メーカーが主要製造拠点を設置しているほか、松之木島工業地区に近接しており、産業軸や公共交通軸へのアクセスが良好なため、物流面において優位性が高いことに加え、住宅地との交通利便性が高く、企業立地があった際に雇用者の確保が容易である。また、同メーカーのほか、同種の工場が、年々規模を拡大しており、今後も拡張の予定がある。

区域近隣に関連産業が集積し、部品供給等の取引が多くあることから、地域の強みである製造業の今後に極めて重要な場所である。当該主要製造拠点を核として、地域全体で取組を進めていくことにふさわしい場所であることから、本地域を重点促進区域として設定する。区域の設定にあたっては、区域周辺の市街化区域内に同規模の代替地は存在せず、市街化調整区域内で検討する必要がある。その中で、農用地区域外を優先に検討したが、同規模の代替地は存在しない。

なお、本区域の区域内において、工業団地の空き区画や遊休地は存在しない。

### 【重点促進区域4】

本区域には、東名高速道路大井川焼津藤枝スマートインターチェンジと近傍し、焼津インターチェンジにアクセスする国道150号、都市計画道路志太中央幹線や近隣市にアクセスする市道保福島大島新田線、市道寄子橋大島線などの高度な交通インフラが整っており、これらの優位性を活かして製造業、物流施設を中心に、様々な業種の企業が立地している地域である。

これら、広域から物や人が集まりやすい地域特性を活かし、成長ものづくり、研究・デジタル・エネルギー、農林水産、物流関連、観光・スポーツ・文化・まちづくり分野の地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、本区域を重点促進区域として設定する。

なお、本区域には、売却されていない既存の工業団地や遊休地等が存在していないため、やむを得ず、農用地区域も含めて設定することとするが、地域経済牽引事業を実施する際、本計画の「9 地域経済牽引事業の促進を図るための土地利用の調整を行う場合」にあっては、その基本的な事項に従い、適切な土地利用調整を行う。

### 【重点促進区域5】

本区域内を東西に走る現在建設中の都市計画道路西間門新谷線は、令和9年度での完成を目指しており、沿道には既に葉物野菜の工場やリサイクル工場等が存在している。隣接する清水町において既に供用済の区間の沿道には、産業集積地である協同組合沼津卸商社センターが立地しており、新たにできる同道路においても、産業集積の主要道路として地域経済牽引事業の重点的な促進が期待される。

また、交通利便性が高く、企業が立地した際の雇用者の確保が容易である。

このように産業集積拠点としての好条件を活かし、成長ものづくり分野や農林水産分野、デジタル分野、ヘルスケア産業分野及び物流関連等、地域を牽引する企業の集積を目指し、重点促進区域として設定する。

区域の設定にあたっては、区域外の市街化区域（近接する工業系市街地を含む。）内に同規模の代替地は存在せず、市街化調整区域で検討する必要がある。その中で、農用地区域外を優先に検討したが、現状市内に同規模の代替地は存在しない。

なお、本区域には、売却されていない既存の工業団地や遊休地等が存在していないため、やむを得ず、農用地区域も含めて設定することとするが、地域経済牽引事業を実施する際、本計画の「9 地域経済牽引事業の促進を図るための土地利用の調整を行う場合」にあっては、その基本的な事項に従い、適切な土地利用調整を行う。

#### 【重点促進区域6】

本区域に近接する国道136号の沿道には、沿道サービス施設が立地し、隣接する地区には国内大手の食肉加工工場が関東圏の製造拠点のひとつとして立地しているほか、同じく近接する県道清水・函南停車場線の沿道には既存流通業務施設や農機具製造などの既存工場が立地しており、区域内では工場の拡張の予定があることなど、産業の集積が進んでいる区域である。

また、交通利便性が高く、企業が立地した際の雇用者の確保が容易である。

周囲には既に産業が集積していることから、産業集積拠点としての好条件を活かし、成長ものづくり分野や農林水産分野、デジタル分野及びヘルスケア産業分野等、地域を牽引する企業の集積を目指し、重点促進区域として設定する。

区域の設定にあたっては、区域外の市街化区域（隣接する工業系市街地を含む。）内に同規模の代替地は存在せず、市街化調整区域で検討する必要がある。その中で、農用地区域外を優先に検討したが、現状市内に同規模の代替地は存在しない。

なお、本区域には、売却されていない既存の工業団地や遊休地等が存在していないため、やむを得ず、農用地区域も含めて設定することとするが、地域経済牽引事業を実施する際、本計画の「9 地域経済牽引事業の促進を図るための土地利用の調整を行う場合」にあっては、その基本的な事項に従い、適切な土地利用調整を行う。

### （3）（重点促進市町村による）工場立地特例対象区域

#### 【重点促進区域1～6】

工場立地特例対象区域の設定は行わない。

5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項

(1) 地域の特性及びその活用戦略

- ①県内の医療健康関連、食品関連、光・電子技術関連、航空宇宙関連、CNF関連、次世代自動車関連等の産業集積を活用した成長ものづくり分野
- ②県内のお茶、みかん等の多彩なふじのくに農芸品を活用した農林水産分野
- ③県内のIoT、AI、ICT技術等を活用したデジタル分野
- ④県内の富士山、スポーツイベント等の観光資源を活用した観光・スポーツ分野
- ⑤県内の太陽光、温泉等の自然環境を活用した環境・エネルギー分野
- ⑥県内の富士山、お茶、伊豆地域の温泉等の観光資源を活用したヘルスケア産業分野

(2) 選定の理由

- ①県内の医療健康関連、食品関連、光・電子技術関連、航空宇宙関連、CNF関連、次世代自動車関連等の産業集積を活用した成長ものづくり分野

本県では、「ファルマバレープロジェクト（医療健康関連産業）」「フーズ・ヘルスケアオープンイノベーションプロジェクト（食・ヘルスケア産業）」「フォトンバレープロジェクト（光・電子技術関連産業）」をはじめとする成長が見込まれる分野において、産業イノベーション拠点を形成し、本県経済を牽引する先端産業の創出を推進している。

ファルマバレープロジェクトは、平成14年の静岡がんセンター開院を契機として、県が東部地域を中心にスタートさせたプロジェクトである。「世界一の健康長寿県」を目指し、医療機関を中心とする産業集積クラスターとして、静岡がんセンター等が世界的な研究開発を推進し、疾病克服・健康増進に取り組むとともに、中核支援機関ファルマバレーセンターが産学官金をネットワーク化して、医療健康産業への参入や製品化に取り組んでいる。製品化の実績としては、皮膚がん診断支援装置、人工関節インプラント等、医療機器から雑品まで176の製品が生まれており、プロジェクトの取組を通じて、51の企業が医療健康産業へ参入している。また、令和3年薬事工業生産動態統計において、本県の医療機器の生産金額は3,391億円で、全国第1位である。さらに、平成23年より指定を受けている「ふじのくに先端医療総合特区」では、国庫助成金等により企業の製品化を支援し、ライフ・イノベーション分野で令和3年度全国4位の評価を得るなど、国からも高い評価を得ている。

図表8 医療機器生産金額

生産金額（令和2年）				生産金額（令和3年）			
順位	都道府県	（百万円）	（%）	順位	都道府県	（百万円）	（%）
1	静岡	365,386	15.2%	1	静岡	339,104	13.0%
2	栃木	226,547	9.4%	2	栃木	274,413	10.5%
3	福島	201,316	8.4%	3	福島	252,122	9.7%
4	茨城	160,879	6.7%	4	茨城	151,945	5.8%
5	埼玉	141,789	5.9%	5	埼玉	151,608	5.8%
6	千葉	113,321	4.7%	6	千葉	134,889	5.2%
7	東京	111,694	4.7%	7	東京	127,759	4.9%
8	群馬	101,105	4.2%	8	群馬	110,376	4.2%
9	愛知	90,699	3.8%	9	愛知	103,966	4.0%
10	大阪	82,894	3.5%	10	大阪	88,041	3.4%
—	全国	2,400,564	100.0	—	全国	2,601,947	100.0

出典：「薬事工業生産動態統計年報」（令和3年）厚生労働省

フーズ・ヘルスケアオープンイノベーションプロジェクトでは、機能性表示食品や化粧品の開発などの推進、県民の健康データの収集・分析を通して、食を中心とするヘルスケア対策（認知機能、運動機能の低下抑制に効果のある食品開発、健康食とその情報を付与したサービスの提供の事業化など）を促進している。

フォトンバレープロジェクトは、県西部地域を中心に、ノーベル物理学賞にも貢献した光・電子技術を基盤とし、医療、次世代輸送機器等への応用により、既存産業の高度化と新産業の創出に取り組んでおり、ドイツ、アメリカと並ぶ、光産業の世界的拠点を目指している。8Kイメージングセンサ、レーザー光を使用した塗膜除去装置等、123の製品が生まれている。県西部地域の産学官金24機関により策定した、光・電子技術の世界的拠点の形成を目指す「光・電子技術を活用した未来創生ビジョン」に基づき、（公財）浜松地域イノベーション推進機構内に支援の中核を担うフォトンバレーセンターを設置し、産学官金の連携による地域企業への支援の拡充を図っている。

また、経済情勢の変化に強い多極的な産業構造の構築に向け、新たな成長産業分野の育成を図っており、航空宇宙分野では新規参入に必要なJIS Q9100などの品質認証取得や航空機部品製造に必要な設備投資の助成、コーディネーターによる参入企業のサポートなどの支援をしているほか、空飛ぶクルマやドローンなどの次世代エアモビリティ産業を振興するため、県内フィールドを活用した実証実験に取り組んでいる。

さらに、植物由来の新素材であるCNFについて、CNF関連産業の創出と振興を図るため、県富士工業技術支援センターを中核支援機関とし、静岡大学を中心とした研究開発体制の強化や、工業技術研究所への機器の整備、コーディネーターの設置、総合展示会の開催など、産学官の連携により、製品開発の支援に取り組んでいる。令和5年6月には、全国に先駆けて設立した支援プラットフォームである「ふじのくに

CNFフォーラム」を、新フォーラム（「ふじのくにセルロース循環経済フォーラム」）に改組し、将来的に大きな市場への展開が期待される自動車や家電、建材なども含めた様々な産業分野での用途開発を促進している。

このほか、次世代自動車分野での新技術や新製品の実用化を促進するため、「次世代自動車センター浜松」が行う企業の固有技術探索活動や、EV分解活動、試作品開発などへの支援に重点的に取り組んでいるほか、（公財）静岡県産業振興財団と連携して、中小企業が行う製品化に向けた研究開発や事業化への取組を積極的に支援している。

## ②県内のお茶、みかん等の多彩なふじのくに農芸品を活用した農林水産分野

本県には、全国一のシェアを誇る茶、わさび、ガーベラ、かつお、きはだのほか、みかん、チンゲンサイ、ばら、セルリー、メロン、レタス、しらす、めばちなど高いシェアを誇る品目も数多い。

こうした資源を活かし、本県農林水産業を将来にわたって発展させていくため、AI・ICT等の先端技術の導入を通じ、生産性と持続性の両立を図るとともに、経営管理能力を持った人材の育成、市場を見据えた商品を提供できる生産体制の構築、他産業との連携の促進などにより、農林水産業の成長産業化を図っている。

図表9 静岡県が日本一の農林水産品（抜粋）

品目	基準
茶	栽培面積、生葉収穫量、荒茶算出額・生産量、輸出量
緑茶・紅茶（仕上茶）	出荷量、出荷額
温州みかん	結果樹面積、収穫量、出荷量
わさび	産出額
水わさび	生産量
芽キャベツ	作付面積、収穫量、出荷量
温室メロン	作付面積、収穫量、出荷量
ガーベラ	作付面積、出荷量、産出額
樹園地	面積日本一
かつお	漁獲量、産出額、一本釣り漁獲量
きはだ	漁獲量、産出額
さくらえび	漁獲量

出典：「My しずおか日本一一覧表」（令和5年7月）

また、「ふじのくにマーケティング戦略2023」の下、首都圏を最大のマーケットと位置付け、販路開拓と流通・供給体制の強化を図るとともに、新たな広域経済圏「山(やま)の洲(くに)」の形成による個人消費の喚起、デジタル技術やECサイトを活用した県産品の販路拡大、マーケットインによる「輸出産地」の形成、清水港、富士山静岡空港の物流拠点化による商流・物流体制づくりに取り組んでいる。



#### (農業)

AOIプロジェクトでは、県農林技術研究所をはじめ慶應義塾大学、理化学研究所などの学術・研究機関や入居する民間事業者が、AOI-PARCの拠点機能を活用して革新的な栽培技術開発や品種開発を進めているほか、オープンイノベーションを推進する(一財)AOI機構を中心に、「農・食・健」「農・商・工」の産業分野や産学官金の連携の場であるAOIフォーラムを立ち上げ、拠点における技術開発成果とプロジェクトに参画する多様な主体とのビジネスマッチングを推進するなど、民間事業者のビジネス展開を支援している。

ChaOIプロジェクトでは、生産者、茶商、加工業者、飲料・機械メーカーや大学・研究機関、関係団体などから成るプラットフォーム「ChaOIフォーラム」を設立し、会員間のオープンイノベーションにより、これまでにない新たな価値を創造する取組を進めている。

また、ChaOI-PARCをプロジェクトの研究拠点とし、茶生産者や企業等が新商品開発に取り組むことができるChaOIファクトリーを開設するなど機能強化を図っている。さらに、有機に適した品種への転換や生産拡大に必要な施設・機械等の整備を支援するなどし、日本の茶業を牽引する産地づくりに向け、県の茶業振興計画に則したChaOIプロジェクト出口戦略に基づき、需要に応じた生産構造の転換等を支援している。

#### (林業)

県では、森林の適正管理による公益的機能の発揮と、森林資源の循環利用による林業の成長産業化に向け、森林のデジタル情報基盤の整備や、先端技術の現場実装などを推進するFAOI(ファオイ:Forestry Action Open Innovation)プロジェクトを展開している。

プロジェクトでは、森林クラウドシステムによる関係者間の森林・林業の基礎的な情報の共有のほか、企業等が持つ技術のシーズと林業現場のニーズを結び付ける情報共有のプラットフォームの展開や、デジタル機器を活用した広域的な丸太流通の効率化等に取り組んでいる。こうした取組の推進により、県産材の安定供給、林業の人材確保・育成と持続的経営の定着、県産材製品の需要拡大に一体的に取り組み、カーボンニュートラルの実現に貢献する林業・木材産業によるグリーン成長を進める。

#### (水産業)

MaOIプロジェクトでは、産学官金が参画するMaOIフォーラムを運営するとともに、(独)製品評価技術基盤機構(NITE)、(国研)海洋研究開発機構(JAMSTEC)等の研究機関との連携を推進している。

今後は、マリンバイオ等の先端技術の活用に加え、様々な研究データを蓄積したデータプラットフォーム「BISHOP」の活用により、データ駆動型の研究開発及び産業応用を支援し、水産業の振興、新たな産業分野の創出、民間企業の商品づくりや漁業者活動など、研究成果の社会実装につながる取組を進めていく。

このほか、本県には広大な砂泥域からなる遠州灘、海水と淡水が混じり合う浜名湖、

入り組んだ岩礁域の伊豆半島等の豊富な自然条件に恵まれており、これらを活かした定置網漁業、養殖業、水産物流通加工等に加え、陸上養殖も行われており、地域の特長を活かした成長産業化を進める。

※AOI-PARC、ChaoI-PARCの「PARC」は「Practical and Applied Research Center」の略

### ③県内のIoT、AI、ICT技術等を活用したデジタル分野

本県では、県内企業のIoT活用による生産性の向上や経営力の強化、ビジネス創出を目的に、産学官連携組織である「静岡県IoT導入推進コンソーシアム」を設立している。令和5年6月現在、民間企業（307会員）や大学等（6会員）、産業支援機関（22会員）、金融機関（15会員）、行政（10会員）の県内360の会員が参画している。コンソーシアムでは、企業人材育成のため、会員企業向けに基礎的なIoT技術講座・実習及び現場実装を支援するセミナーやアドバイザーによる伴走支援を実施している。また、実機を使用した導入効果等の体験や接続実習を行う「IoT推進ラボ」を整備し、IoT導入の推進に取り組んでいる。

また、令和5年9月には、デジタルものづくりセンターを創設し、「IoT大学連携講座」の開催、デジタル技術導入サービスを提供するベンダー企業とのマッチング支援等を通じて、製造・物流現場等へIoTやロボットなどのデジタル技術導入を促進していく。

さらに、トップレベルICT人材を育成するため、令和5年3月にイノベーション拠点「SHIP」を開設した。令和5年7月31日現在、1,029名の会員が参加している。SHIPを核として、リアルに人が集い、交流する空間を作り出すことで、共創の種が生み出され、イノベーションが継続的に誘発される「イノベーション・エコシステム」の構築に取り組んでいく。

図表10 イノベーション拠点「SHIP」事業計画



このほか、現実空間を航空機等からレーザスキャナ等で広範囲に測量することにより「3次元点群データ」を取得・蓄積し、オープンデータ化する「VIRTUAL SHIZUOKA (バーチャル しずおか)」の取組を推進している。これらのデータは、県土全てを座標点の集合体として、仮想空間に再現できるため、「デジタルツイン」時代における新たな社会インフラとして活用されることが想定されている。今後、まちづくり、インフラの維持管理、防災対策だけでなく観光や自動運転、エンタメなど社会全体で「VIRTUAL SHIZUOKA」のデータを活用していくなど、IoT、AI、ICTの利活用を推進している。

図表 11 3次元点群データで創るデジタルツイン



#### ④県内の富士山、スポーツイベント等の観光資源を活用した観光・スポーツ分野

本県では、地域の実情を踏まえた観光地域づくりに取り組む観光地域づくり法人(DMO)と、国内外からの効果的な誘客促進に向けた取組について意見交換を行うDMO会議の開催等を通じて連携強化を図っている。これまでに掘り起こしてきた本県ならではの観光資源を更に磨き上げ、本県が誇る食と食文化に触れるガストロノミーツーリズムや、大河ドラマの放送を契機とした歴史・文化ツーリズムなど、テーマ性のある感動体験ツーリズムを推進する。

また、令和4年度には「静岡県スポーツ推進計画」を策定した。ラグビーワールドカップ2019や、東京2020オリンピック・パラリンピック自転車競技の成功など、世界的なイベントの「レガシー」を継承していくため、スポーツによる健康づくりやスポーツ文化の醸成、地域特性を活かしたスポーツ交流を図り、スポーツを愛する全ての人を惹き付ける「スポーツの聖地づくり」を推進していく。

#### ⑤県内の太陽光、温泉等の自然環境を活用した環境・エネルギー分野

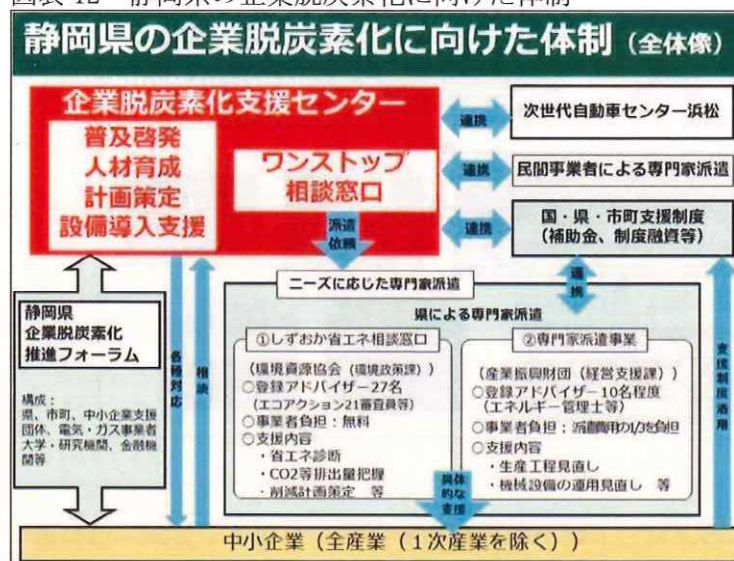
温暖な海洋性気候の自然環境を活用し、県内の再生可能エネルギー導入量は、令和2年度末で約54.1万k1と前年から増加し、太陽光発電では、令和3年度の設備容量が238.3万kWと平成28年度と比較すると約1.5倍に増加している。

本県では、エネルギーに関する施策を総合的に整理した「ふじのくにエネルギー総

合戦略」を令和4年3月に策定した。産業分野においても、これに基づいてGXの推進に取り組んでおり、創エネ蓄エネ技術開発推進協議会による技術開発をはじめ、水素需要創出のための燃料電池バス導入や水素ステーション整備支援、中小企業等への太陽光発電設備導入支援、エネルギーの地産地消等を推進し、エネルギー源の脱炭素化を着実に進めている。

さらに、県内中小企業への支援体制を構築するため、令和4年4月に「企業脱炭素化支援センター」を（公財）静岡県産業振興財団に設置し、ワンストップ相談窓口の設置、普及啓発セミナー開催、省エネ支援員派遣、省エネ設備導入支援を通して、県内中小企業の脱炭素化に向けた取組を支援している。

図表 12 静岡県の企業脱炭素化に向けた体制



⑥県内の富士山、お茶、伊豆地域の温泉等の観光資源を活用したヘルスケア産業分野  
 本県では、食を中心にしたヘルスケアの取組や、先端科学技術を活用した付加価値の創出などの視点を取り入れた「フーズ・ヘルスケアオープンイノベーションプロジェクト（食・ヘルスケア産業）」により、機能性表示食品や化粧品などの開発、県民の健康データの収集・分析を通じた食を中心とするヘルスケア対策を促進している。令和5年2月に改定された第1次戦略計画では、「食を中心とする健康増進社会の実現」「異分野の融合によるイノベーションの創出」を目標とし、産学官金の連携の下、プロジェクトを推進することとしている。

また、伊豆地域の活性化と産業の振興を図るため、ICOI (イコイ:Izu Healthcare Onsen Innovation) プロジェクトを展開している。プロジェクトでは、伊豆半島の温泉を核とし、自然、歴史、文化、食及び運動などの地域資源と組み合わせたヘルスケアサービスの創出を推進し、スタートアップ等と連携した温泉と食・運動を組み合わせたヘルスケアプログラムの開発や、事業者間のネットワーク構築やマッチング機会創出を図るICOIフォーラムの開催等を実施する。

このほか平成 27 年 6 月に産学民官による「静岡県ヘルスケア産業振興協議会」を設立し、現役世代の健康づくりや定年退職後の人生に備えたセカンドライフへの対策に寄与している。

(3) 地域経済の成長発展に特に資するものとして指定する業種

- ①輸送用機械器具製造業
- ②電気機械器具製造業
- ③化学工業

(4) 指定の理由

本県では、「富をつくる産業の展開」として、ファルマバレー、フォトンバレー、次世代自動車といったプロジェクトを先端産業創出プロジェクトと位置づけ推進している。

この先端産業創出プロジェクトと関連する業種のうち、付加価値創出額が大きい業種は、地域内の取引拡大、受注機会の増大その他地域の事業者に対する相当の経済的効果の観点から寄与が特に大きいと見込まれることから、他の要件を満たす業種のうち、付加価値創出額が大きい「輸送用機械器具製造業」「電気機械器具製造業」「化学工業」の3つの業種を指定する。

※「計画の名称」及び「計画の記載」は3業種共通

計画名称：静岡県経済産業ビジョン

計画の記載：○リーディング産業の育成（先端産業創出プロジェクト等の展開）、リーディングセクターによる経済の牽引

- ・県が取り組む先端産業創出プロジェクトのプラットフォーム機能を強化し、成長が期待される産業分野への中小企業の参入・事業化を促すとともに、地域特性を活かした産業集積を進めます
- ・本県の「場の力」の活用やDXの促進により、本県経済を主導するリーディング産業を育成します。
- ・新たな変革の時代において、本県経済を強力に牽引する産業の発展を促進します。

①輸送用機械器具製造業

令和3年度の県内における総付加価値額のうち輸送機器製造業の付加価値額の占める割合は7.94%と、同年の全国における総付加価値額のうち同業種の付加価値額の占める割合3.16%と比べて1%以上高くなっている。

また、従業員数の伸び率は、10.4%と基準値である10.0%を上回っている。

②電気機械器具製造業

令和3年度の県内における総付加価値額のうち、電気機械器具製造業の付加価値額

の占める割合は3.63%と、同年の全国における総付加価値額のうち同業種の付加価値額の占める割合2.05%と比べて1%以上高くなっている。

また、売上（収入）金額の伸び率は、21.5%と、基準値である10.0%を上回っている。

### ③化学工業

令和3年度の県内における付加価値額の直近5年間の増加率は、19.0%と同業種に係る全国における付加価値額の直近5年間の増加率5.4%と比べて5%以上高くなっている。

また、給与総額の伸び率は、41.8%と基準値である10.0%を上回っている。

なお、上記3業種は、成長が期待される産業分野である先端産業創出プロジェクトとして「静岡県経済産業ビジョン」に位置づけられている「ファルマバレープロジェクト」「フーズ・ヘルスケアオープンイノベーションプロジェクト」「フォトンバレープロジェクト」「自動車産業における電動化・デジタル化の推進」「ふじのくにCNFプロジェクト」「MaOIプロジェクト」「AOIプロジェクト」「ChaOIプロジェクト」「次世代航空機を含む航空宇宙産業」の9つの分野に関連しており、補助金をはじめとするさまざまな支援策を実施している。

## 6 地域経済牽引事業の促進に資する制度の整備、公共データの民間公開の推進その他の 地域経済牽引事業の促進に必要な事業環境の整備に関する事項

### (1) 総論

地域の特性を生かして、各分野を支援していくためには、地域の事業者のニーズをしっかりと把握し、適切な事業環境の整備を行っていく必要がある。事業者ニーズを踏まえた各種事業環境整備に当たっては、国の支援策も併せて活用し、事業コストの低減や本地域にしかない強みを創出する。

### (2) 制度の整備に関する事項

#### ① 予算事業（補助金等）

デジタル田園都市国家構想交付金等を活用し、成長ものづくり分野やデジタル分野等で地域経済牽引事業を促進し、相乗効果を発揮する地域独自の事業環境整備を進める。

- ・地域社会のDXの推進
- ・脱炭素社会の構築、循環型社会の構築
- ・活躍しやすい環境の整備と働き方改革
- ・DXによる産業構造の改革
- ・富を支える地域産業の振興
- ・農林水産業の競争力の強化 など

#### ② 地方創生関係施策

【県内の医療健康関連、食品関連、光・電子技術関連、航空宇宙関連、CNF関連、次世代自動車関連等の産業集積を活用した成長ものづくり分野】

リーディング産業において、異なるプロジェクト分野の技術を活用した研究開発等を行う企業への支援、令和5年9月に設置した「デジタルものづくりセンター」による中小企業のデジタルものづくり支援、新モビリティサービス導入検討・支援、県内におけるMaaSの促進、次世代自動車分野への参入を目指す県内企業に対する人材育成・技術支援・環境整備等を推進していく。

【県内のお茶、みかん等の多彩なふじのくに農芸品を活用した農林水産分野】

高機能性農産物を低環境負荷で安定生産するスマート栽培技術等の開発、有機茶を生産するために必要な機械や施設等の整備、森林・林業の基礎的な情報を県・市町・林業経営体が共有する森林クラウドシステムの整備、先導的モデル研究委託や事業化促進助成による開発支援等を推進していく。

【県内のIoT、AI、ICT技術等を活用したデジタル分野】

民間や市町と連携し、行政のデジタル化、スマート自治体の実現に向けたデジタル

トランスフォーメーションの推進、イノベーション拠点におけるスタートアップ関連イベントの開催、プロフェッショナル人材を雇用する中小企業等への助成等を推進していく。

**【県内の富士山、スポーツイベント等の観光資源を活用した観光・スポーツ分野】**

観光デジタル情報プラットフォームの運営、県公式観光アプリTIPSによる個人の嗜好に合わせた観光情報の提供や収集・分析した旅行者データの提供による観光事業者へのマーケティング支援、データサイエンティストによる県内市町・各観光協会の観光事業施策に対するコンサルティング等を推進していく。

**【県内の太陽光、温泉等の自然環境を活用した環境・エネルギー分野】**

蓄電池を併設したPPAによるレジリエンス強化促進、すべての産業分野（農業、林業、水産業、商工業）におけるカーボンクレジット取得に向けた支援を推進していく。また、人流、物流の結節点となる港湾地域では、脱炭素化に配慮した港湾機能の高度化や水素・アンモニア等の受入れ環境の整備等を図るカーボンニュートラルポートの形成を推進している。清水港、御前崎港、田子の浦港では、温室効果ガスの削減目標や具体的な取組等を定めた「港湾脱炭素化推進計画」を策定していく。

**【県内の富士山、お茶、伊豆地域の温泉等の観光資源を活用したヘルスケア産業分野】**

温泉・食・運動を組み合わせたヘルスケアプログラムのモニター実証、温泉と食・スポーツ等を掛け合わせた伊豆地域に適したヘルスケアサービスの創出支援、ふじのくに食と温泉文化フォーラムを推進していく。

**(3) 情報処理の促進のための環境の整備（公共データの民間公開に関する事項等）**

**①民間利活用の環境整備**

インターネット等ICTの利用により国内外の関係者と連携し、本県の豊かな地域資源を活かした新たなビジネスモデルの構築や観光産業等既存産業の活性化により、地域の産業振興を促進する。また、民間において公共データを自由に組み合わせて活用できる環境を整備する。さらに、しずおかオープンデータ推進協議会等と連携した公共データ利活用を推進する。

**②ビッグデータの利活用の取組**

県や市町が保有する公共データ等を二次利用可能な形式で公開するオープンデータやネットワーク上で生成・流通・蓄積されるビッグデータの利活用の取組を民産学官で連携して推進する。

**③3次元点群データの利活用**

VIRTUAL SHIZUOKAを構成する3次元点群データ利活用を推進する。



#### (4) 事業者からの事業環境整備の提案への対応

別紙3のとおり県、市町内に事業者の抱える課題解決のための相談窓口を設置する。  
また、事業環境整備の提案を受けた場合、県と関係市町で連携して対応することとする。

#### (5) その他の事業環境整備に関する事項

##### ① スタートアップ支援

本県では、将来の本県の雇用、所得、財政を支える新たな担い手となりうるスタートアップへの支援に取り組む姿勢を明確化し、スタートアップ支援の機運醸成、関係機関との協働等を促進するため、令和5年9月に「静岡県スタートアップ支援戦略」を策定した。同戦略に基づいた施策を展開し、スタートアップ支援の取組の加速化・充実化を図る。

##### ② 産業用地の確保に向けた支援

本県では、分譲中の工業団地や開発を進めている工業団地の他、独自に収集した民間遊休地情報を揃えており、事業者からの問い合わせに答えられるようにしている。

##### ③ 事業者のGXに係る支援

徹底した省エネルギーの取組を促進するとともに、エネルギーの地産地消に向けた再生可能エネルギーの導入促進、技術革新の推進、吸収源対策の推進など、あらゆる政策手段の導入により脱炭素社会の構築を目指す。

##### ④ 事業者のDXに係る支援

本県産業の持続的発展のため、ICT人材の確保・育成、新たな技術の導入による生産性の向上、首都圏ICT企業の誘致の取組強化など、DXによる産業構造の変革を推進する。

##### ⑤ 人材確保に向けた支援（人材確保・育成の促進支援）

本県産業の持続的な成長に向けて、その担い手となる人材を確保・育成するため、県内産業の成長を担う人材の確保、高度な知識と技術を持つ人づくり、誰もがいきいきと働ける環境づくり、地域を支える産業を学ぶ環境づくりという4つの視点から施策を実施し、県内の産業人材の確保・育成を支援する。

(6) 実施スケジュール

取組事項	令和6年度～令和10年度 (最終年度)
(2) 制度の整備	
① 予算事業	活用
② 地方創生関係施策	活用
(3) 情報処理の促進のための環境整備 (公共データの民間公開等)	
① 民間利活用の環境整備	運用
② ビッグデータの利活用の取組	運用
③ 3次元点群データの利活用	運用
(4) 事業者からの事業環境整備の提案への対応	
① 相談窓口	運用
(5) その他の事業環境整備	
① スタートアップ支援	運用
② 産業用地の確保に向けた支援	運用
③ 事業者のGXに係る支援	運用
④ 事業者のDXに係る支援	運用
⑤ 人材確保に向けた支援	運用

## 7 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法に関する事項

### (1) 支援の事業の方向性

地域一体となった地域経済牽引事業の促進に当たっては、地域に存在する支援機関がそれぞれの能力を活かし、十分に連携して支援の効果を最大限発揮する必要がある。

### (2) 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法

#### ① 県内公設試験研究機関による支援機能の強化

県工業技術研究所、県農林技術研究所（茶業研究センター、森林・林業研究センターなど）、県水産・海洋技術研究所において、本県の新たな成長に貢献することを目的とした産学官の連携による新成長戦略研究を重点的に推進する。また、地域企業の競争力強化のための技術支援を強化し、地域経済を牽引する企業の生産性向上や産業競争力強化を後押しする。

特に、県工業技術研究所においては、地域企業が利用できる高度試験研究機器の導入、製品開発に取り組む地域企業のネットワーク作りを支援する「ものづくり産業支援窓口」へのコーディネーターの配置、企業ニーズや技術相談に応えるコア技術の研究開発体制の整備など、ハード・ソフト両面で技術支援機能を拡充する。

#### ② オープンイノベーションの推進

本県における先端産業創出プロジェクトを中心としたオープンイノベーションにより、民間事業者の新規事業開拓に寄与するシーズ型研究の推進や、民間事業者が行う革新的な生産技術やマーケットにおける競争力強化を目指した実践型研究を重点的に支援することにより、地域経済を牽引する事業の確立を促進する。

## 8 環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項

### (1) 環境の保全

静岡県では「静岡県環境基本条例」において、環境の保全及び創造について基本理念を定め、県、市町、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定め、施策を総合的かつ計画的に推進し、現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することとしている。

「静岡県環境基本条例」に基づき、静岡県は「第4次静岡県環境基本計画」を令和4年3月に策定した。この計画では、「地球環境を守り、地域資源を活かし共に支え合う、「環境と生命の世紀」にふさわしい“ふじのくに”の実現」を目指すべき将来像に掲げ、将来像を実現するために「脱炭素社会の構築」「循環型社会の構築」「良好な生活環境の確保」「自然共生社会の構築」「環境と調和した社会の基盤づくり」を軸とした施策展開を行っている。

開発事業等については、環境関係法令を遵守し、環境保全上の見地から適正な配慮がなされるよう、環境の保全及び創造に十分配慮するものとする。特に、「環境影響評価法」及び「静岡県環境影響評価条例」の対象となる大規模開発事業の実施については、環境保全に適切な配慮がなされるよう、事前に周辺の環境に及ぼす影響について調査、予測及び評価を行い、その結果を公表し、地域住民等の意見を聴くことなどにより事業者自らが環境保全に配慮した事業計画をつくるよう求めている。

これらを踏まえ、環境保全上重要な地域内での整備の実施に当たって、希少な野生動物種が確認された場合や直接或いは間接的に影響を与えるおそれがある場合は、自然環境部局と十分調整を図りつつ、専門家の指導・助言を踏まえて、それらの保全が図られるよう十分配慮して行う。

加えて、事業者は、必要に応じて説明会や工場内の視察受入れを行うなど、地域住民の十分な理解を得られるよう努めるものとする。

### (2) 安全な住民生活の保全

産業集積の形成に伴い必要となる安全な住民生活の保全に関しては、「静岡県防犯まちづくり条例」に基づき、行政、住民及び事業者らが協力して、住民一人ひとりが防犯意識を高め、犯罪に遭わないよう行動するとともに、地域の連帯感を高め、お互いに見守りあい、助け合う地域の力を取り戻し、さらに、犯罪や事故の防止に配慮した都市環境の整備を図るなど、犯罪や事故の起きにくいまちづくりに積極的に取り組んでいるところである。

よって、これまでと同様、地域経済牽引事業の促進に伴い、以下の取組により、犯罪や事故の防止に配慮した事業活動の推進を図るとともに、犯罪又は事故の発生時における警察など関係機関に対する連絡体制の構築及び捜査への協力に努め、「安心・安全まちづくり」を推進する。

#### ・地域住民との協議

事業者、市町又は県が基本計画に基づき産業集積の形成又は産業の活性化のための措

置を実施するに当たっては、あらかじめ地域住民の意見を十分に聴取するものとする。

・防犯及び交通安全に配慮した施設の整備

- ①道路、公園、駐車場等の公共空間、事務所などの施設の整備については、防犯上の指針を参考として、計画の初期的段階から関係機関と十分な調整を行う。
- ②防犯に配慮した整備として、防犯カメラ、防犯灯、街路灯、ミラー等の設置など、主に見通しの確保に努めるほか、交通安全に配慮した整備として、ガードレールの設置、歩道や駐車スペースの確保などに努める。
- ③事業者は、来訪者や従業員が使用する駐車場に防犯カメラを設置するなどの防犯対策を講じ、犯罪被害防止に努める。

・防犯責任者の設置と事務所内の防犯意識の高揚

事業所に防犯責任者を設置し、従業員に対する静岡県警察防犯アプリ「どこでもポリス」への登録の働き掛けや静岡県警察ホームページ上で公開している「犯罪被害にあわないために」、「子供の安全情報」、「事件事故発生マップ」等防犯・交通安全情報の収集に努め、従業員に対しそれらの情報を伝達する安全ネットワークの整備を図る。

・企業におけるサイバーセキュリティ対策

- ①事業者は、「企業におけるサイバーセキュリティ対策」等従業員に対するセキュリティ教育などを行い、サイバー犯罪被害防止のための必要な措置を講ずる。
- ②市町又は県は、事業所が行うサイバーセキュリティ対策に関し必要な支援を行う。

・地域の防犯活動への協力等

青色防犯パトロール活動を始めとする、地域住民が行う防犯・交通安全活動に積極的に参加及び協力を行うほか、それらの活動に対して必要な物品、場所等を提供するなどの支援を行う。

・不法就労の防止

外国人の雇用に関して、旅券等による当該外国人の就労資格を確認するなど、適法な就労の確保に努めるとともに、日本の法制度や生活習慣等を指導するなど、地域社会において相互理解を促す啓発を行う。

・犯罪捜査への協力等

- ①事業者は、暴力団等反社会的勢力を排除するとともに、同勢力による様々な要求に応じないものとする。
- ②事業者は、事件や事故の発生時における警察や関係機関への連絡体制の整備を図るとともに、捜査活動への積極的な協力を行う。

(3) その他

PDC A体制の整備等については、県は、毎年度1回以上、地域経済牽引事業促進協議会を開催し、承認地域経済牽引事業計画に関するレビューを実施する。

9 地域経済牽引事業の促進を図るための土地利用の調整を行う場合にあっては、その基本的な事項

(1) 総論

(農地の範囲)

重点促進区域の区域内においては、次のとおり農地が存在しているため、これらの地域において地域経済牽引事業を実施する場合は、土地利用調整計画を策定する必要がある。

(農地)

【重点促進区域1】

富士市厚原字込野

1587-1、1587-9、1587-18、1587-19、1587-20、1587-23、1587-24、1588-9、1588-10、1592-20、1592-21、1595-1、1595-2、1595-7、1595-8、1595-10、1596-1、1596-3、1597-1、1597-4、1597-5、1597-6、1598-1、1598-2、1599、1600-1、1600-2、1600-3、1601-1、1601-2、1601-3、1602-5、1602-7、1602-8、1602-10、1602-14、1602-15、1602-17、1602-18、1602-19、1603-1、1603-5、1603-7、1603-9、1604-1、1604-3、1604-4、1604-5、1604-10、1605-6、1607-4、1609-4、1636-4、1637-1、1637-4、1638-1、1639-3、1639-4、1640-1、1640-13、1642-2、1642-4、1642-5、1642-6、1642-7、1642-9、1642-10、1642-11、1642-12、1642-13、1642-14、1642-15、1642-16、1642-17、1642-18、1642-19、1643、1644-1、1644-2、1644-3、1644-4、1644-5、1645-1、1645-3、1645-4、1646-1、1647-1、1647-2、1647-3、1647-4、1648-1、1648-2、1649-1、1649-2、1649-3、1649-4、1649-5、1650-1、1650-2、1651-1、1651-2、1651-3、1651-4、1652-1、1652-7、1652-8、1652-9、1652-29、1652-34、1652-42、1652-45、1652-46、1655、1656-1、1656-2、1656-3、1657、1658-1、1658-2、1659-1、1659-2、1659-3、1659-4、1659-5、1660-1、1660-9、1660-10、1660-13、1664-1、1664-2、1664-6、1664-7、1664-8、1666-1、1666-9、1667-4、1667-5、1667-6、1667-9、1673-2、1673-5、1673-6、1674-3、1675、1700-2、1700-3、1700-5、1700-9、1700-11、1700-12、1700-13、1700-15、1700-17、1700-19、1700-20、1700-21、1701-1、1701-2、1701-3、1701-4、1701-5、1702、1703-1、1704-1、1704-3、1704-14、1704-24、1704-28、1704-31、1704-32、

富士市厚原字八笠

1728-1、1728-2、1728-3、1728-4、1728-5、1729-1、1729-3、1729-7、1729-8、1729-10、1729-12、1729-13、1729-14、1729-15、1731-8、1731-10、1731-11

富士市久沢字浅ヶ久保

1197-1、1197-10、1197-9、1198-1、1198-2、1198-3、1198-4、1198-5、1198-6、1198-11、  
1198-14、1198-15、1198-16、1198-17、1198-18、1199-1、1199-2、1199-3、1199-5、  
1199-6、1199-7、1200-2、1201、1202、1203、1204-1、1204-2、1204-3、1204-4、  
1204-5、1204-6、1205、1206-1、1206-4、1208、1210-9、1210-11、1210-12、1210-13、  
1210-18、1682-1、1682-2、1682-4、1682-6、1682-7、1682-15、1682-16、1682-18、  
1682-19、1682-31、1682-33、1682-39、1682-43、1682-44、1683-3、1683-4、1683-8、  
1683-9、1683-12、1683-14、1683-28、1683-32、1683-33、1683-36、1683-45、1683-46、  
1683-47、1683-48、1683-49、1683-57、1685-1、1685-2、1685-3、1685-8、1685-10、  
1687-1、1687-3、1690-1

富士市久沢字大久保

1681-2、1681-23、1681-33、1681-34、1681-61、1681-65、1681-66、1681-67

**【重点促進区域2】**

富士市大淵字大峯

3950-5、3950-6、3950-13、3950-14、3950-17

**【重点促進区域3】**

磐田市下神増字柳野

545、546、547、548、549、558、559、560-1、561-1、562、563、565、566、567、  
568、569、570、571、572-1、736-1、737-1、738、739、740、741、742、743、744、  
745、746

**【重点促進区域4】**

焼津市大島字矢作

60、61、62、63、64、65-1、65-5、65-6、65-7、65-8、65-9、77-1、78-1、79-1、  
83-1、84-1、85-1

**【重点促進区域5】**

三島市新谷

37-1、37-4、37-6、37-8、38-1、38-2、39-1、39-2、40-1、40-9、41-1、41-4、41-5、  
41-6、49-3、49-4、49-5、49-6、49-7、49-14、50-1、50-2、50-3、50-10、50-15、  
50-16、50-17、50-18、50-24、51-1、78-1、78-3、80-1、81-1、82-1、83-1、84-1、  
85-1、86-1、87-1、88-1、88-2、89-1、89-2、90-1、90-2、90-3、90-5、91-1、91-2、  
91-7、91-8、91-9、91-10、91-11、92-1、92-3、92-4、93-1、93-2、93-3、93-4、

93-5、93-6、94-1、94-2、94-3、95-1、95-2、95-3、96-1、96-2、96-3、97-1、97-2、98-1

**【重点促進区域 6】**

三島市梅名

289、290、291-1、292、293、294、295、296、298-1、298-2、298-3、298-5、300-1、300-3、300-6、301-1、302-1、303-1、304-1、304-3、304-4、305-1、306-1、307-1、307-2、340-1、341-1、342-1、342-2、342-3、342-4、342-5、342-14、343-1、344-1、346-1、347-1、347-3、347-9、347-10、347-11、347-17、347-18、347-19、348-1、349-1、351-1、355-1、356-1、356-2、356-3、357-1、358-1、359-1、359-2、360-1、362-1、363-1、364-1

(地域内における公共施設整備の状況)

**【重点促進区域 1】**

本区域は、近隣に富士山フロント工業団地（第1期、第2期）等が位置しており、物流団地及び工業団地に挟まれた区域であり、道路、電気、水道等のインフラが整っていることから、新たに公共施設整備を行う必要はない。

**【重点促進区域 2】**

当該区域は、近隣に富士山フロント工業団地（第1期、第2期）等が位置しており、道路、電気、水道等のインフラは整っていることから、新たに公共施設整備を行う必要はない。

**【重点促進区域 3】**

本区域は、近隣に豊岡南小学校、地域のコミュニティ拠点として豊岡中央交流センター、松之本島の産業集積地区が整備されており、道路、電気、水道等のインフラが整っていることから、新たに公共施設整備を行う必要はない。

**【重点促進区域 4】**

本区域は、東名高速道路大井川焼津藤枝スマートインターチェンジと近傍し、焼津インターチェンジにアクセスする国道150号、都市計画道路志太中央幹線や近隣市にアクセスする市道保福島大島新田線、市道寄子橋大島線に接道しており、道路、電気、水道等のインフラは整っていることから、新たに公共施設整備を行う必要はない。



#### 【重点促進区域5】

本区域は、東駿河湾環状道路大場・函南インターチェンジや函南塚本インターチェンジにアクセスする国道136号や県道三島静浦港線が南北方向で近接しており、それら道路を接続し区域内を東西に通る現在建設中の都市計画道路西間門新谷線（都市内主要幹線道路）は、令和9年度の完成を目指している。またこの道路整備に合わせて上水道等の整備を計画中である。

#### 【重点促進区域6】

本区域は、近接して南北に走る国道136号の沿道に沿道サービス施設が立地するほか、隣接する地区には国内大手の食肉加工工場が操業している。また、近接して東西に走る県道清水・函南停車場線の沿道は、産業集積拠点として流通業務施設や工場などが立地しており、道路、水道、電気等のインフラが整っていることから、新たに公共施設整備を行う必要はない。

（他計画との調和等）

#### 【重点促進区域1】

本区域は、「4 促進区域の区域内において特に重点的に地域経済牽引事業の促進を図るべき区域（重点促進区域）を定める場合にあつては、その区域」に記載のとおり、他計画で方針が示され、土地利用調整の協議を通じて主要な計画との調和を図っていく。

富士市農業振興地域整備計画書については、平成30年3月1日付け29農振第1771号農林水産省農村振興局長通知「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に基づく計画に係る農業振興地域制度及び農地転用許可制度の運用について」に基づき、土地利用調整の協議を通じて本計画と調和を図っていく。

#### 【重点促進区域2】

本重点促進区域内は、「4 促進区域の区域内において特に重点的に地域経済牽引事業の促進を図るべき区域（重点促進区域）を定める場合にあつては、その区域」に記載のとおり、他計画で方針が示され、主要な計画との調和を図っていく。

富士市農業振興地域整備計画書については、平成30年3月1日付け29農振第1771号農林水産省農村振興局長通知「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に基づく計画に係る農業振興地域制度及び農地転用許可制度の運用について」に基づき、土地利用調整の協議を通じて本計画と調和を図っていく。

#### 【重点促進区域3】

本区域は、「4 促進区域の区域内において特に重点的に地域経済牽引事業の促進を図るべき区域（重点促進区域）を定める場合にあつては、その区域」に記載のとおり、

他計画で方針が示され、土地利用調整の協議を通じて主要な計画との調和を図っていく。

磐田市農業振興地域整備計画書については、平成30年3月1日付け29農振第1771号農林水産省農村振興局長通知「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に基づく計画に係る農業振興地域制度及び農地転用許可制度の運用について」に基づき、土地利用調整の協議を通じて本計画と調和を図っていく。

#### 【重点促進区域4】

本区域は、「4 促進区域の区域内において特に重点的に地域経済牽引事業の促進を図るべき区域（重点促進区域）を定める場合にあつては、その区域」に記載のとおり、他計画で方針が示され、土地利用調整の協議を通じて主要な計画との調和を図っていく。

焼津市農業振興地域整備計画書については、平成30年3月1日付け29農振第1771号農林水産省農村振興局長通知「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に基づく計画に係る農業振興地域制度及び農地転用許可制度の運用について」に基づき、土地利用調整の協議を通じて本計画と調和を図っていく。

焼津市産業立地ビジョンにおいて、本区域は、「高い交通利便性、公共施設・大学・大型商業施設等が立地する良好な住環境などを活かし、住環境と調和した産業誘致と既存企業の拡張等を進める」エリアとして位置付けられている。

なお、焼津市総合計画や焼津市都市計画マスタープランなどのまちづくりや農業政策に関する計画等については、現在、焼津市産業立地ビジョンと調和を図りつつ改定作業を進めている。

#### 【重点促進区域5】

本区域は、「4 促進区域の区域内において特に重点的に地域経済牽引事業の促進を図るべき区域（重点促進区域）を定める場合にあつては、その区域」に記載のとおり、他計画が示す方針が示され、土地利用調整の協議を通じて主要な計画との調和を図っていく。

三島市農業振興地域整備計画書については、平成30年3月1日付け29農振第1771号農林水産省農村振興局長通知「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に基づく計画に係る農業振興地域制度及び農地転用許可制度の運用について」に基づき、土地利用調整の協議を通じて本計画と調和を図っていく。

#### 【重点促進区域6】

本区域は、「4 促進区域の区域内において特に重点的に地域経済牽引事業の促進を図るべき区域（重点促進区域）を定める場合にあつては、その区域」に記載のとおり、他計画が示す方針が示され、土地利用調整の協議を通じて主要な計画との調和を図っていく。

三島市農業振興地域整備計画書については、平成30年3月1日付け29農振第1771号農林水産省農村振興局長通知「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に基づく計画に係る農業振興地域制度及び農地転用許可制度の運用について」に基づき、土地利用調整の協議を通じて本計画と調和を図っていく。

(地域内の遊休地等の状況等)

**【重点促進区域1】**

本区域においては、遊休地等は存在していない。今後、遊休地等が確認され、これらの地域において地域経済牽引事業を実施する場合は、これら遊休地等を優先的に活用することとする。

**【重点促進区域2】**

本重点促進区域内においては、遊休地等は存在していない。今後、遊休地等が確認され、これらの地域において地域経済牽引事業を実施する場合は、これら遊休地等を優先的に活用することとする。

**【重点促進区域3】**

本区域においては、遊休地等は存在していない。今後、遊休地等が確認され、これらの地域において地域経済牽引事業を実施する場合は、これら遊休地等を優先的に活用することとする。

**【重点促進区域4】**

本区域においては、遊休地等は存在していない。今後、遊休地等が確認され、これらの地域において地域経済牽引事業を実施する場合は、これら遊休地等を優先的に活用することとする。

**【重点促進区域5】**

本区域においては、遊休地等は存在していない。今後、遊休地等が確認され、これらの地域において地域経済牽引事業を実施する場合は、これら遊休地等を優先的に活用することとする。

**【重点促進区域6】**

本区域においては、遊休地等は存在していない。今後、遊休地等が確認され、これらの地域において地域経済牽引事業を実施する場合は、これら遊休地等を優先的に活用することとする。

## (2) 土地の農業上の利用との調整に関し必要な事項

### 【重点促進区域1】

土地利用調整区域については、上記(1)を踏まえ設定することとする。また、土地利用調整区域への立地を想定していた事業者が立地を取り止める、すぐに撤退する等の事態が生じないよう、具体的な立地ニーズや事業の見通しを踏まえて区域を設定する。

#### ①農用地区域外での開発を優先すること

本区域は、新東名高速道路新富士インターチェンジ北側で市街化調整区域内であり、一部既存住宅や既存工場があるものの、開発可能な区域はほぼ全域が農用地区域である。今後交通・立地利便性に優れた本区域において地域経済牽引事業を重点的に促進して行くに当たっては、既存物流団地及び工業団地との親和性が必要となることから、この区域の土地の活用を優先する。

その場合においても、農用地区域以外での開発を優先する。

#### ②周辺の土地の農業用の効率的な利用に支障が生じないようにすること

本区域の農地について、やむを得ずこれらを含めて土地利用調整区域の設定を検討する場合には、「高性能農業機械による営農等農地の効率的な利用」、「農業生産基盤整備事業の実施」、「農地中間管理事業等の農地流動化施策の推進」、「農業経営基盤強化促進法に規定する地域計画に定められた、農作物の生産振興や産地形成、農用地の利用の集積及び農用地の集団化に関する目標等の地域計画の達成」に支障が生じないようにすることとする。また、本区域において土地改良事業を実施する予定はないが、今後予定された場合においても、事業を行った土地は、土地利用調整区域に含めないよう配慮する。やむを得ず土地利用調整区域に含めることを検討する場合には、土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障が生じないよう、本事業の担当部局と調整を行い、既存の周囲の土地改良施設に影響を与えないか、本施設の管理者の同意が得られるような計画になっているか等、十分に検討を行うこととする。

#### ③面積規模が最小限であること

やむを得ず土地利用調整区域として設定する場合には、事業者の立地ニーズを踏まえ、計画する事業内容に基づき事業を行う上で必要最小限の面積をその用に供することとする。

#### ④面的整備を実施した地域を含めないこと

本区域において、現状ほ場整備事業の対象農地はなく、面的整備事業の実施は予定されていないが、今後、本事業の対象農地になった場合も、工事が完了した年度の翌年度の初日から起算して8年を超過しない間は、土地利用調整区域に含めないこととする。

#### ⑤農地中間管理機構関連の取組に支障が生じないようにすること

本区域において、現状、農地中間管理機構関連事業として農業者の費用負担を求めずに事業を実施した農地はない。今後、機構関連事業が行われた農地中間管理権の存続期間中の農地及び機構関連事業を行う予定のあることが公にされた農地については、土地利用調整区域に含めないこととする。また、農地中間管理権の存続期間が満了した農地についても、やむを得ない場合でなければ土地利用調整区域に含めないこととする。

#### 【重点促進区域2】

土地利用調整区域については、上記（1）を踏まえ設定することとする。また、土地利用調整区域への立地を想定していた事業者が立地を取り止める、すぐに撤退する等の事態が生じないように、具体的な立地ニーズや事業の見通しを踏まえて区域を設定する。

##### ①農用地区域外での開発を優先すること

本区域は、市街化調整区域ではあるが、大規模な工業団地が整備され、多様な産業が集積している。また、工業団地の周辺においては、山林が広がっているほか、太陽光発電施設や住宅、農用地区域の農地等が点在している。今後、工業系の土地利用により地域経済牽引事業を重点的に促進するに当たっては、既存工業団地との親和性が必要となることから、この区域の土地の活用を優先する。その場合においても、農用地区域以外での開発を優先するが、やむを得ず農用地区域内で開発を行う場合は、農用地区域以外の用地の利活用について十分に検討したうえで行う。

##### ②周辺の土地の農業用の効率的な利用に支障が生じないようにすること

本重点促進区域内の農地について、やむを得ずこれらを含めて土地利用調整区域の設定を検討する場合には、高性能農業機械による営農等農地の効率的な利用や、農業生産基盤整備事業の実施、農地中間管理事業等の農地流動化施策の推進に支障が生じないようにすることとする。また、本区域において土地改良事業を実施する予定はないが、今後予定された場合においても、事業を行った土地は、土地利用調整区域に含めないよう配慮する。やむを得ず土地利用調整区域に含めることを検討する場合には、土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障が生じないように、当該事業の担当部局と調整を行い、既存の周囲の土地改良施設に影響を与えないか、当該施設の管理者の同意が得られるような計画になっているか等、十分に検討を行うこととする。

##### ③面積規模が最小限であること

やむを得ず土地利用調整区域として設定する場合には、事業者の立地ニーズを踏まえ、計画する事業内容に基づき事業を行う上で必要最小限の面積をその用に供することとする。

##### ④面的整備を実施した地域を含めないこと

当該重点促進区域において、面的整備事業の実施は予定されていないが、今後、当該事業の対象農地になった場合も、工事が完了した年度の翌年度の初日から起算して

8年を超過しない間は、土地利用調整区域に含めないこととする。

⑤農地中間管理機構関連の取組に支障が生じないようにすること

本区域において、現状、農地中間管理機構関連事業として農業者の費用負担を求めずに事業を実施した農地はない。今後、機構関連事業が行われた農地中間管理権の存続期間中の農地及び機構関連事業を行う予定のあることが公にされた農地については、土地利用調整区域に含めないこととする。また、農地中間管理権の存続期間が満了した農地についても、やむを得ない場合でなければ土地利用調整区域に含めないこととする。

【重点促進区域3】

土地利用調整区域については、上記(1)を踏まえ設定することとする。また、土地利用調整区域への立地を想定していた事業者が立地を取り止める、すぐに撤退する等の事態が生じないように、具体的な立地ニーズや事業の見通しを踏まえて区域を設定する。

①農用地区域外での開発を優先すること

本区域は、国内大手の光・電子技術関連メーカーが主要製造拠点を設置し、近隣にも関連産業が立地する産業集積地である。今後一層の産業集積・高付加価値化を進めて行くに当たっては、既存施設との親和性が必要となることから、この区域の土地の活用を優先する。

その場合においても、農用地区域以外での開発を優先する。

②周辺の土地の農業用の効率的な利用に支障が生じないようにすること

本区域を含む磐田市豊岡地区の大部分は市街化調整区域内であるとともに集团的農地がある。やむを得ず農地を含めて土地利用調整区域の設定を検討する場合には、「高性能農業機械による営農等農地の効率的な利用」、「農業生産基盤整備事業の実施」、「農地中間管理事業等の農地流動化施策の推進」、「農業経営基盤強化促進法に規定する地域計画に定められた、農作物の生産振興や産地形成、農用地の利用の集積及び農用地の集団化に関する目標等の地域計画の達成」に支障が生じないようにすることとする。また、本区域において、土地改良事業を実施する予定はないが、今後予定された場合においても、事業を行った土地は、土地利用調整区域に含めないよう配慮する。やむを得ず土地改良事業の受益地となる可能性のある土地を土地利用調整区域に含めることを検討する場合には、土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障が生じないように、本事業の担当部局と調整を行い、既存の周囲の土地改良施設に影響を与えないような計画になっているかどうか、本施設の管理者の同意が得られるような計画になっているかどうか等、十分に検討を行うこととする。

③面積規模が最小限であること

やむを得ず土地利用調整区域として設定する場合には、事業者の立地ニーズを踏ま

え、計画する事業内容に基づき事業を行う上で必要最小限の面積をその用に供することとする。

④面的整備を実施した地域を含めないこと

本区域は、現状ほ場整備事業の対象農地はなく、面的整備事業の実施は予定されていないが、今後、本事業の対象農地になった場合も、工事が完了した年度の翌年度の初日から起算して8年を経過しない間は、土地利用調整区域に含めないこととする。

⑤農地中間管理機構関連の取組に支障が生じないようにすること

本区域において、現状、農地中間管理機構関連事業として農業者の費用負担を求めずに事業を実施した農地はない。今後、機構関連事業が行われた農地中間管理権の存続期間中の農地及び機構関連事業を行う予定のあることが公にされた農地については、土地利用調整区域に含めないこととする。また、農地中間管理権の存続期間が満了した農地についても、やむを得ない場合でなければ土地利用調整区域に含めないこととする。

【重点促進区域4】

土地利用調整区域については、上記(1)を踏まえ設定することとする。また、土地利用調整区域への立地を想定していた事業者が立地を取り止める、すぐに撤退する等の事態が生じないように、具体的な立地ニーズや事業の見通しを踏まえて区域を設定する。

①農用地区域外での開発を優先すること

本区域は、東名高速道路大井川焼津藤枝スマートインターチェンジに近傍し、都市計画区域内の市街化調整区域となっており、大部分が農用地区域に指定されているが、地域経済牽引事業の実施にあたり、立地企業が求めるインフラ環境や敷地規模などの条件を備えた事業用地を農用地区域外で確保することが困難な状況であることから、農用地区域を含む区域での土地利用を検討せざるを得ない状況である。また、土地利用調整計画の策定にあたっては、農業の健全な発展を阻害することがないように農政部局と調整を行うこととする。

②周辺の土地の農業用の効率的な利用に支障が生じないようにすること

本区域の農地について、やむを得ずこれらを含めて土地利用調整区域の設定を検討する場合には、「高性能農業機械による営農等農地の効率的な利用」、「農業生産基盤整備事業の実施」、「農地中間管理事業等の農地流動化施策の推進」、「農業経営基盤強化促進法に規定する地域計画に定められた農作物の生産振興や産地形成、農用地の利用の集積及び農用地の集団化に関する目標等の地域計画の達成」に支障が生じないようにすることとする。また、本区域において土地改良事業を実施する予定はないが、今後予定された場合においても、事業を行った土地は、土地利用調整区域に含めないよう配慮する。やむを得ず土地利用調整区域に含めることを検討する場合には、土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障が生じないように、本事業の担当部局と

調整を行い、既存の周囲の土地改良施設に影響を与えないか、本施設の管理者の同意が得られるような計画になっているか等、十分に検討を行うこととする。

③面積規模が最小限であること

やむを得ず土地利用調整区域として設定する場合には、事業者の立地ニーズを踏まえ、計画する事業内容に基づき事業を行う上で必要最小限の面積をその用に供することとする。

④面的整備を実施した地域を含めないこと

本区域において、現状は場整備事業の対象農地はなく、面的整備事業の実施は予定されていないが、今後、本事業の対象農地になった場合も、工事が完了した年度の翌年度の初日から起算して8年を超過しない間は、土地利用調整区域に含めないこととする。

⑤農地中間管理機構関連の取組に支障が生じないようにすること

本区域において、現状、農地中間管理機構関連事業として農業者の費用負担を求めずに事業を実施した農地はない。今後、機構関連事業が行われた農地中間管理権の存続期間中の農地及び機構関連事業を行う予定のあることが公にされた農地については、土地利用調整区域に含めないこととする。また、農地中間管理権の存続期間が満了した農地についても、やむを得ない場合でなければ土地利用調整区域に含めないこととする。

【重点促進区域5】

土地利用調整区域については、上記（1）を踏まえ設定することとする。また、土地利用調整区域への立地を想定していた事業者が立地を取りやめる、すぐに撤退する等の事態が生じないように、具体的な立地ニーズや事業の見通しを踏まえて区域を設定する。

①農用地区域外での開発を優先すること

本区域は市街化調整区域であり、国道136号や県道三島静浦港線に近接し、それらを東西で結ぶ現在建設中の都市計画道路西間門新谷線沿道では既存工場等が存在するものの、開発可能な区域はほぼ全域が農用地区域である。

今後交通・立地利便性に優れた本区域において地域経済牽引事業を重点的に促進していくにあたっては、既存施設との親和性が必要となることから、この区域の土地の活用を優先する。

その場合においても、農用地区域以外での開発を優先する。

②周辺の土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障が生じないようにすること

本区域の農地について、やむを得ずこれらを含めて土地利用調整区域の設定を検討する場合には、「高性能農業機械による営農等農地の効率的な利用」、「農業生産基盤整備事業の実施」、「農地中間管理事業等の農地流動化施策の推進」、「農業経営



基盤強化促進法に規定する地域計画に定められた、農作物の生産振興や産地形成、農用地の利用の集積及び農用地の集団化に関する目標等の地域計画の達成」に支障が生じないようにすることとする。

また、本区域において、土地改良事業を実施する予定はないが、今後予定された場合においても、事業を行った土地は、土地利用調整区域に含めないよう配慮する。

やむを得ず土地改良事業の受益地となる可能性のある土地を土地利用調整区域に含めることを検討する場合には、土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障が生じないよう、本事業の担当部局と調整を行い、既存の周囲の土地改良施設に影響を与えないような計画になっているかどうか、本施設の管理者の同意が得られるような計画になっているかどうか等、十分に検討を行うこととする。

③面積規模が最小限であること

やむを得ず土地利用調整区域として設定する場合には、事業者の立地ニーズを踏まえ、計画する事業内容に基づき事業を行う上で必要最小限の面積をその用に供することとする。

④面的整備を実施した地域を含めないこと

本区域は、現状ほ場整備事業の対象農地はなく、面的整備事業の実施は予定されていないが、今後、本事業の対象農地となった場合も、工事が完了した年度の翌年度の初日から起算して8年を経過しない間は、土地利用調整区域に含めないこととする。

⑤農地中間管理機構関連の取組に支障が生じないようにすること

本区域において、現状、農地中間管理機構関連事業として農業者の費用負担を求めずに事業を実施した農地はない。今後、機構関連事業が行われた農地中間管理権の存続期間中の農地及び機構関連事業を行う予定のあることが公にされた農地については、土地利用調整区域に含めないこととする。さらに、農地中間管理権の存続期間が満了した農地についても、前述した①から③までの考え方にに基づき、やむを得ない場合でなければ土地利用調整区域に含めないこととする。

【重点促進区域6】

土地利用調整区域については、上記(1)を踏まえ設定することとする。また、土地利用調整区域への立地を想定していた事業者が立地を取りやめる、すぐに撤退する等の事態が生じないよう、具体的な立地ニーズや事業の見通しを踏まえて区域を設定する。

①農用地区域外での開発を優先すること

本区域は市街化調整区域であり、近接する国道136号及び県道清水・函南停車場線の沿道に既存の沿道サービス施設や流通業務施設及び隣接する地区には国内大手の既存工場等があるものの、開発可能な区域はほぼ全域が農用地区域である。

今後交通・立地利便性に優れた本区域において地域経済牽引事業を重点的に促進し

ていくにあたっては、既存施設との親和性が必要となることから、この区域の土地の活用を優先する。

その場合においても、農用区域以外での開発を優先する。

②周辺の土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障が生じないようにすること

本区域の農地について、やむを得ずこれらを含めて土地利用調整区域の設定を検討する場合には、「高性能農業機械による営農等農地の効率的な利用」、「農業生産基盤整備事業の実施」、「農地中間管理事業等の農地流動化施策の推進」、「農業経営基盤強化促進法に規定する地域計画に定められた、農作物の生産振興や産地形成、農用地の利用の集積及び農用地の集団化に関する目標等の地域計画の達成」に支障が生じないようにすることとする。

また、本区域において、土地改良事業を実施する予定はないが、今後予定された場合においても、事業を行った土地は、土地利用調整区域に含めないよう配慮する。やむを得ず土地改良事業の受益地となる可能性のある土地を土地利用調整区域に含めることを検討する場合には、土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障が生じないよう、本事業の担当部局と調整を行い、既存の周囲の土地改良施設に影響を与えないような計画になっているかどうか、本施設の管理者の同意が得られるような計画になっているかどうか等、十分に検討を行うこととする。

③面積規模が最小限であること

やむを得ず土地利用調整区域として設定する場合には、事業者の立地ニーズを踏まえ、計画する事業内容に基づき事業を行う上で必要最小限の面積をその用に供することとする。

④面的整備を実施した地域を含めないこと

本区域は、現状は場整備事業の対象農地はなく、面的整備事業の実施は予定されていないが、今後、本事業の対象農地となった場合も、工事が完了した年度の翌年度の初日から起算して8年を経過しない間は、土地利用調整区域に含めないこととする。

⑤農地中間管理機構関連の取組に支障が生じないようにすること

本区域において、現状、農地中間管理機構関連事業として農業者の費用負担を求めずに事業を実施した農地はない。今後、機構関連事業が行われた農地中間管理権の存続期間中の農地及び機構関連事業を行う予定のあることが公にされた農地については、土地利用調整区域に含めないこととする。さらに、農地中間管理権の存続期間が満了した農地についても、前述した①から③までの考え方にに基づき、やむを得ない場合でなければ土地利用調整区域に含めないこととする。

※農地中間管理機構関連事業：土地改良法第87条の3第1項の規定により行う土地改良事業

(3) 市街化調整区域における土地利用の調整に関し必要な事項

該当なし

10 計画期間

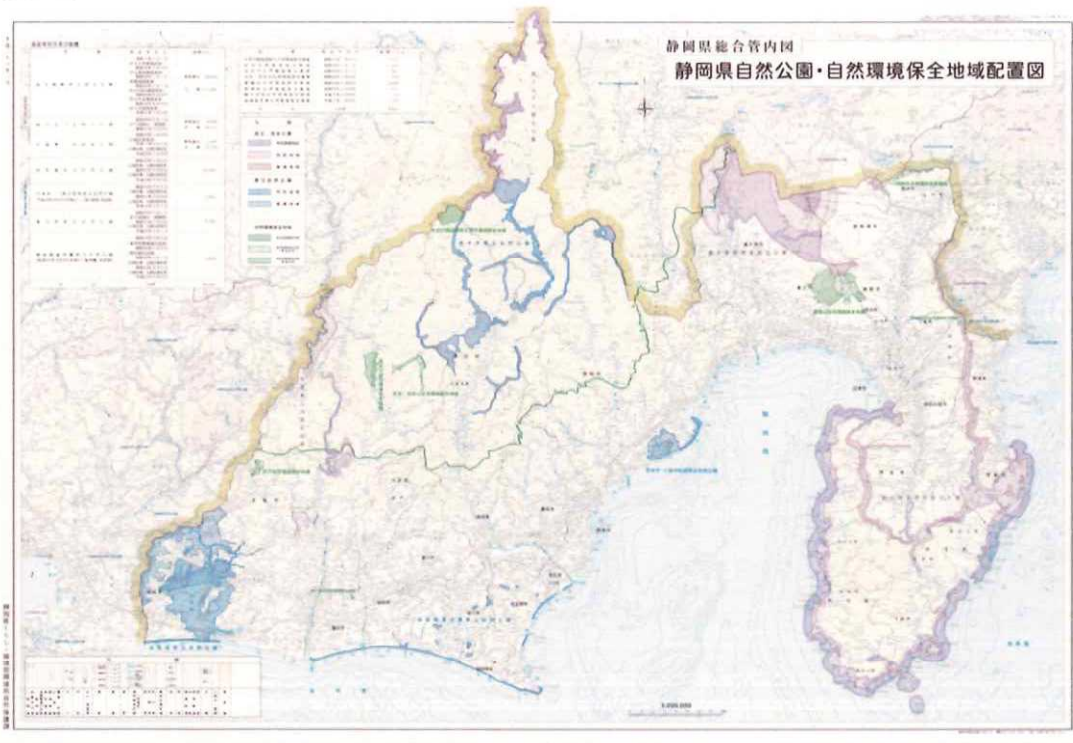
本計画の計画期間は、計画同意の日から令和10年度末日までとする。

「静岡県基本計画」に基づき法第11条第3項の規定による同意（法第12条第1項の規定による変更の同意を含む。）を受けた土地利用調整計画に関する変更の同意及び法第13条第4項の規定による承認（法第14条第3項の規定による変更の承認を含む。）を受けた承認地域経済牽引事業計画に関する変更の承認及び承認の取消しについて、当該同意基本計画の失効後も、なお従前の例による。

(備考)

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

【別紙1】



(令和四年度)  
静岡県鳥獣保護区等位置図

鳥獣保護区等位置図

鳥獣保護区等位置図

鳥獣保護区等位置図

鳥獣保護区等位置図

鳥獣保護区等位置図

保護区名	種別	種別	種別
1. 大井川	鳥獣保護区	鳥獣保護区	鳥獣保護区
2. 大井川	鳥獣保護区	鳥獣保護区	鳥獣保護区
3. 大井川	鳥獣保護区	鳥獣保護区	鳥獣保護区
4. 大井川	鳥獣保護区	鳥獣保護区	鳥獣保護区
5. 大井川	鳥獣保護区	鳥獣保護区	鳥獣保護区

種別	種別	種別
1. 鳥獣保護区	鳥獣保護区	鳥獣保護区
2. 鳥獣保護区	鳥獣保護区	鳥獣保護区
3. 鳥獣保護区	鳥獣保護区	鳥獣保護区
4. 鳥獣保護区	鳥獣保護区	鳥獣保護区
5. 鳥獣保護区	鳥獣保護区	鳥獣保護区

**規則を守って正しい狩猟**

1. 狩猟は、鳥獣保護法に基づき行われなければならない。

2. 狩猟は、鳥獣保護法に基づき行われなければならない。

3. 狩猟は、鳥獣保護法に基づき行われなければならない。

4. 狩猟は、鳥獣保護法に基づき行われなければならない。

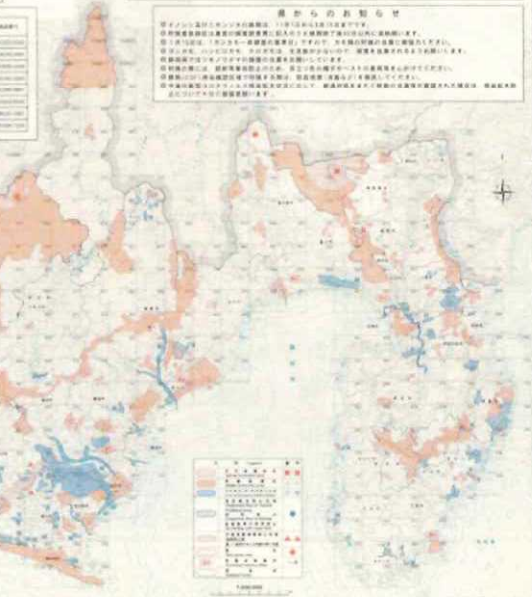
5. 狩猟は、鳥獣保護法に基づき行われなければならない。

6. 狩猟は、鳥獣保護法に基づき行われなければならない。

7. 狩猟は、鳥獣保護法に基づき行われなければならない。

8. 狩猟は、鳥獣保護法に基づき行われなければならない。

種別	種別	種別
1. 鳥獣保護区	鳥獣保護区	鳥獣保護区
2. 鳥獣保護区	鳥獣保護区	鳥獣保護区
3. 鳥獣保護区	鳥獣保護区	鳥獣保護区
4. 鳥獣保護区	鳥獣保護区	鳥獣保護区
5. 鳥獣保護区	鳥獣保護区	鳥獣保護区



**鳥からのお詫言**

鳥獣保護法に基づき行われなければならない。

鳥獣保護法に基づき行われなければならない。

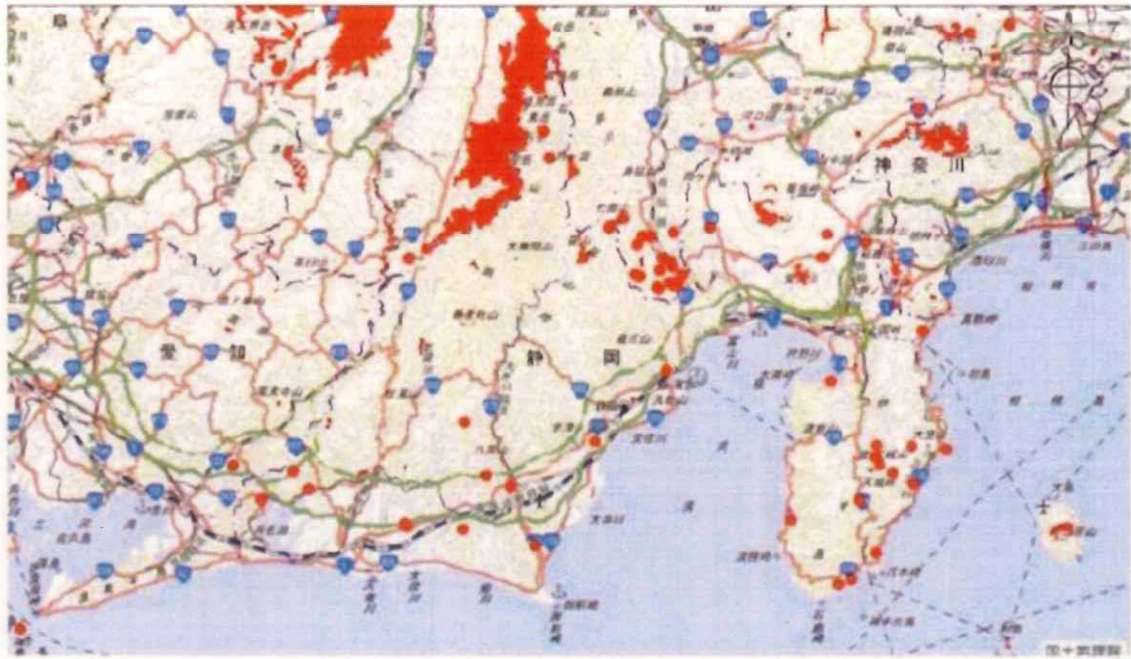
鳥獣保護法に基づき行われなければならない。

鳥獣保護法に基づき行われなければならない。

鳥獣保護法に基づき行われなければならない。

鳥獣保護法に基づき行われなければならない。

その他の環境保全上重要な地域（環境省が自然環境保全基礎調査で選定した特定植物群落）



その他の環境保全上重要な地域



【生物多様性の観点から重要度の高い湿地】

番号	市町村	湿地名	ふりがな
280	熱海市	坊島馬場湿地	はつしましゅうへんえんがん
281	下田市、賀茂郡南伊豆町	伊豆半島金栗湖湿地	いずはんとうなんとうぶえんがん
282	賀茂郡松崎町・西伊豆町	伊豆半島西部湿地	いずはんとうせいぶえんがん
283	藤原郡清水町	鎌田川湧水群	かきたがわゆずいぐん
284	富士宮市	小田原湖	こだぬきしづけん
285	富士宮市	鎌之湖湧水群	いのかしらゆずいぐん
286	静岡市	麻原湧水池	あさはたゆずいち
287	島田市、榑原郡川根本町	大井川中流域	おおいがわちゅうりゅういき
288	御前崎市	新築湖馬場湿地	おまえざきしゅうへんえんがん

番号	市町村	湿地名	ふりがな
289	静岡県御前崎市、袋井市、磐田市、掛川市、浜松市、湖西市、牧之原市、愛知県豊橋市、田原市	遠州灘	えんしゅうなだかいが
290	磐田市	堀ヶ谷沼および堀ヶ池	おけがやぬまおよびつるがいけ
291	浜松市、湖西市	浜名湖	はまなこ
292	浜松市、湖西市	浜名湖馬場湧水湿地群	はまなこしゅうへんゆずいしつちぐん

【シギ・チドリ類渡来湿地】

1	御前崎海岸	メダイチドリ
2	太田川河口	シロチドリ、メダイチドリ、ミユビシギ
3	内浦湾	アカエリヒレアシシギ

その他の環境保全上重要な地域（自然再生推進法に基づく自然再生の実施区域）  
【巴川流域麻機遊水池】

**3-1 対象区域**

対象区域は、図 3-1 に示す麻機遊水池第 1 工区（約 22ha）、第 2-1 工区（約 51ha）、第 3 工区（約 55ha）、第 4 工区（約 32ha）の総面積約 160ha と、国道 1 号静岡バイパスより上流の巴川とする。



図 3-1. 自然再生の対象区域 (H28.1 撮影)

**【麻機(あさはた)】**

「あさはた」ともいい、浅畑・浅畑とも書く。巴川中流部・浅畑川流域の低湿地帯に位置し、古く服部荘麻機園と称し（駿河記）、地名は麻の織物を産したことにちなむという（麻機村誌）。

山麓のやや高い所にある集落を縫って駿府城下に通ずる道は麻機街道と称し、大岩に属する平ヶ谷村と当郷 6 か村には天神社が祀られ七天神と称した（駿河志料）。竜爪山南側斜面は奥山と称され、麻機の村々の入会地であった。水田は深田が多く、巴川の氾濫でしばしば被害を受け、低湿地帯特有の農産物や田下駄などの特有の民俗を有した。

参考文献：角川日本地名大辞典

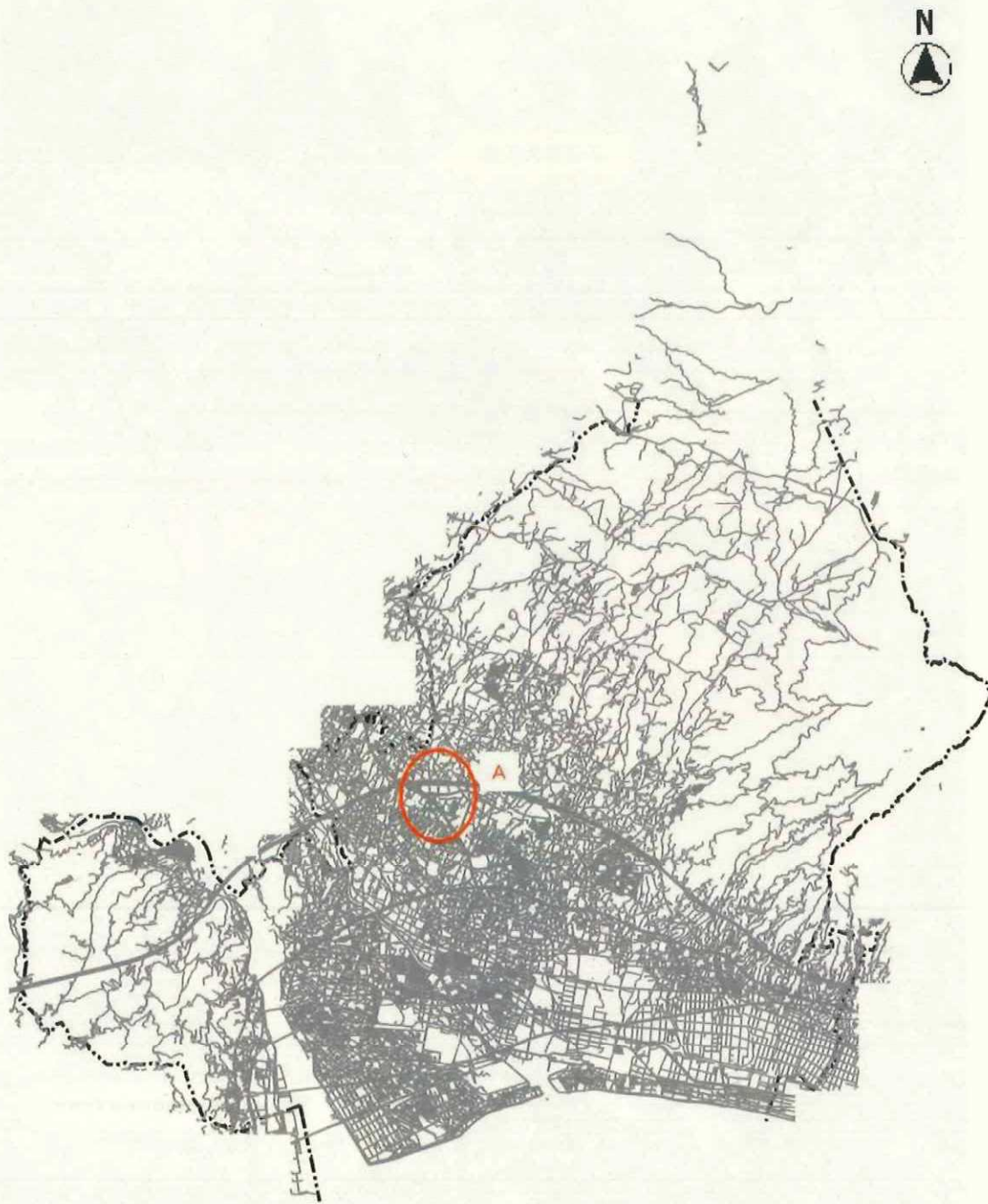
**【麻機遊水池の工区名称】**

麻機遊水池の工区名（第 1 工区から第 5 工区）は、農作物の生産性の向上を目的とした静岡北部土地改良事業（1963 年（昭和 38 年）から 1973 年（48 年））の工区名称に由来する。



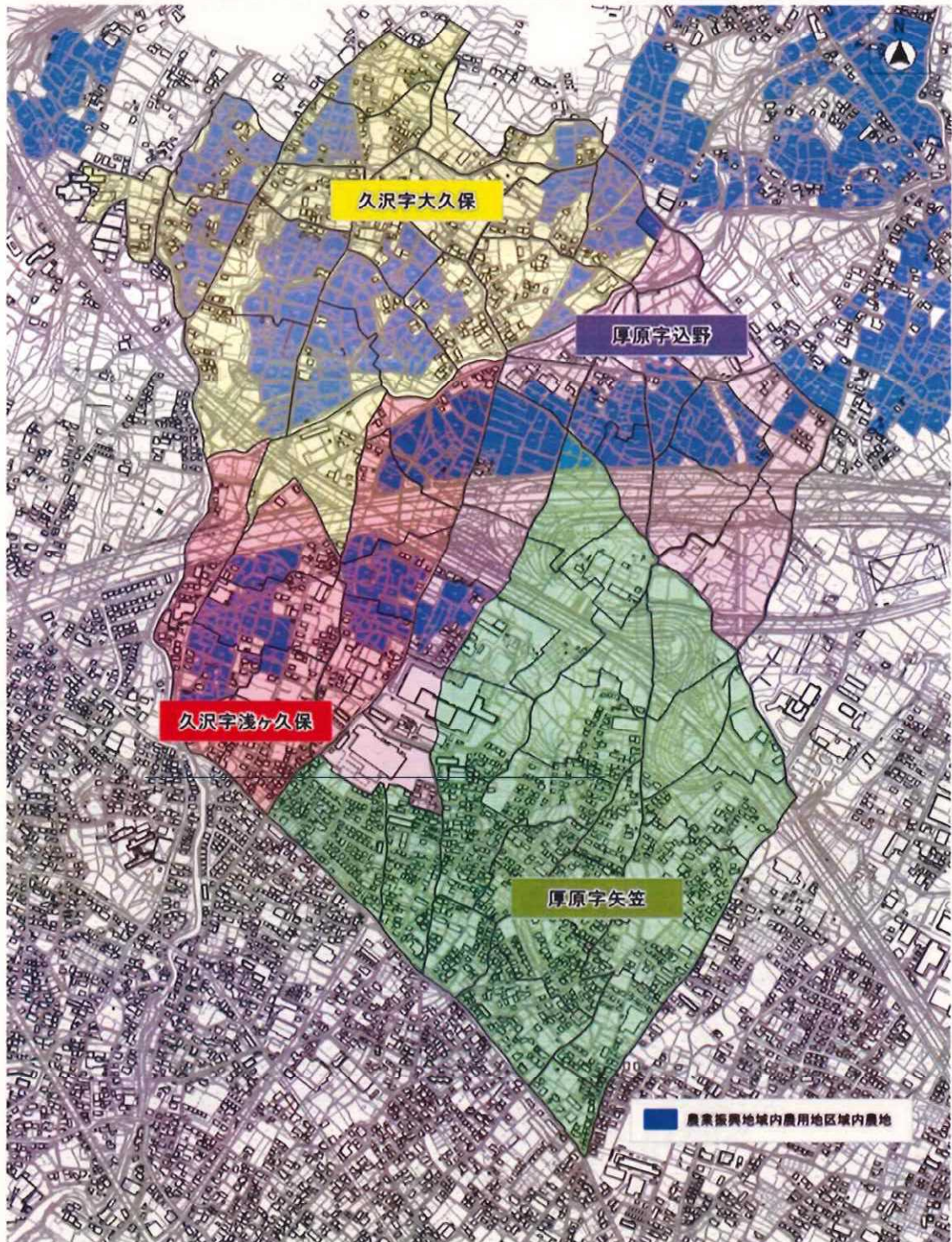
【別紙2】重点促進区域1

富士市厚原字込野・厚原字八笠・久沢字浅ヶ久保・久沢字大久保



【別紙2】重点促進区域1 拡大地図

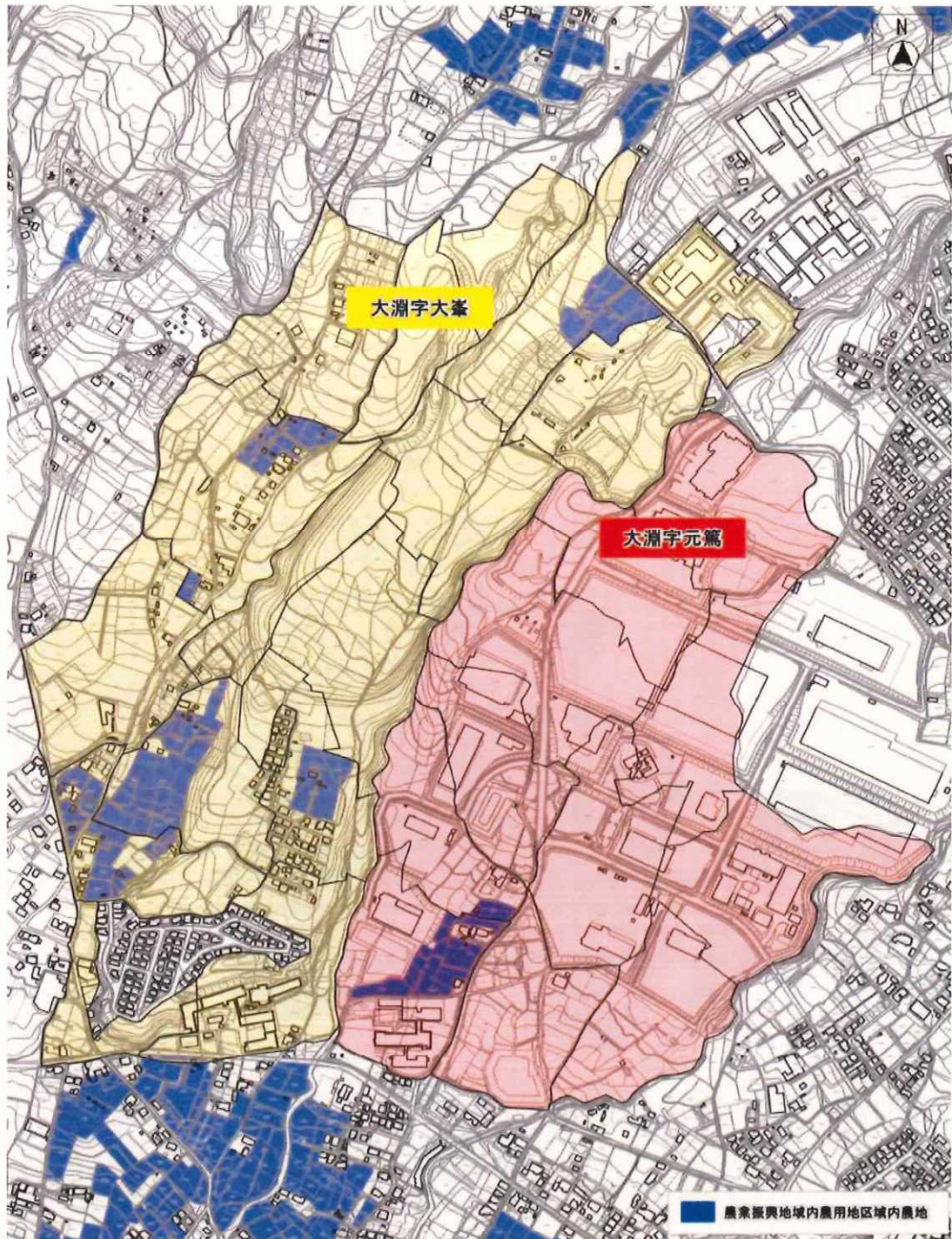
富士市厚原字込野・厚原字八笠・久沢字浅ヶ久保・久沢字大久保



【別紙2】重点促進区域2  
富士市大淵字大峯、大淵字元篤

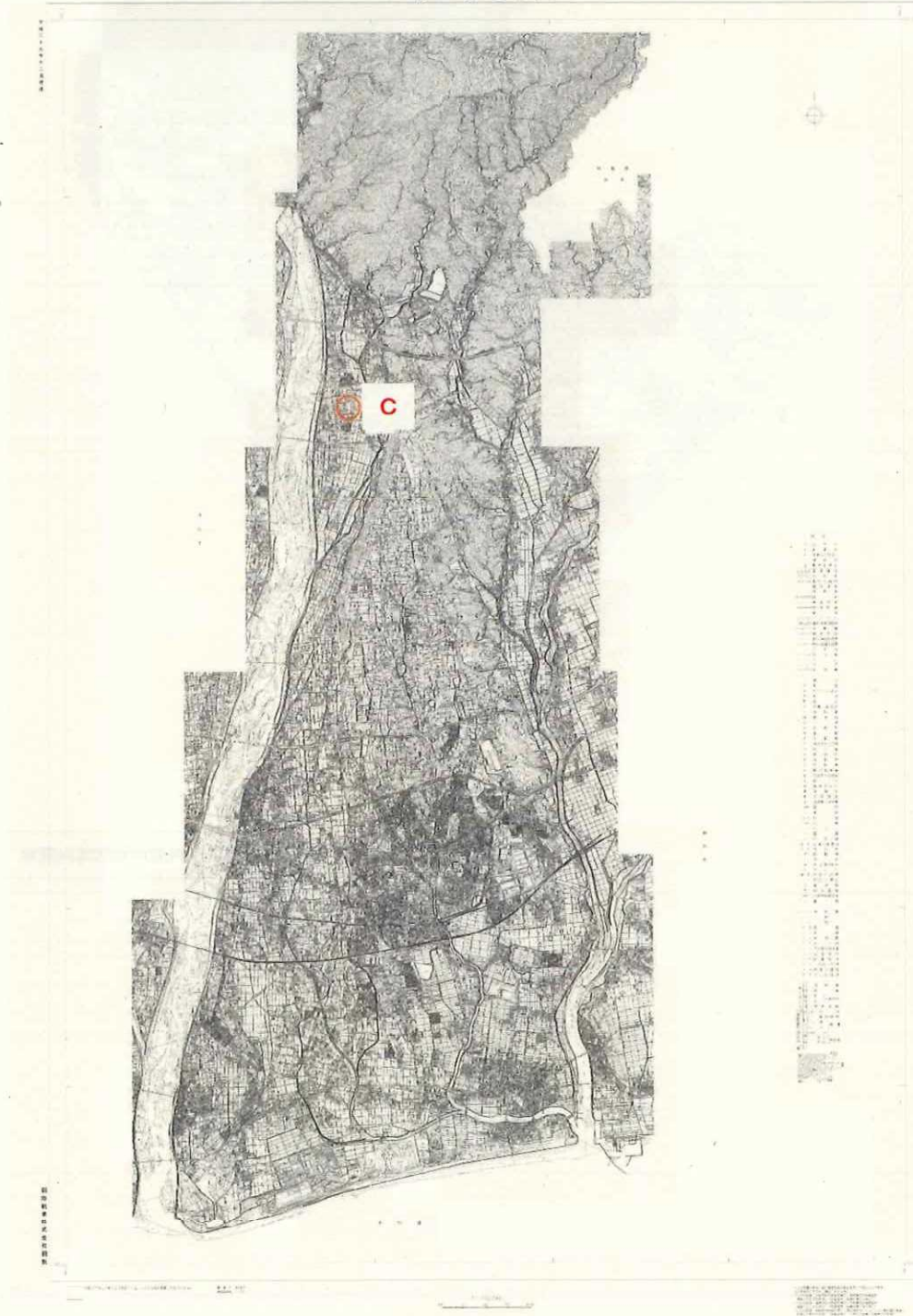


【別紙2】重点促進区域2 拡大地図  
富士市大淵字大峯、大淵字元篤



【別紙2】重点促進区域3  
磐田市下神増字柳野

磐田市地形図



【別紙2】重点促進区域3 拡大地図  
磐田市下神増字柳野

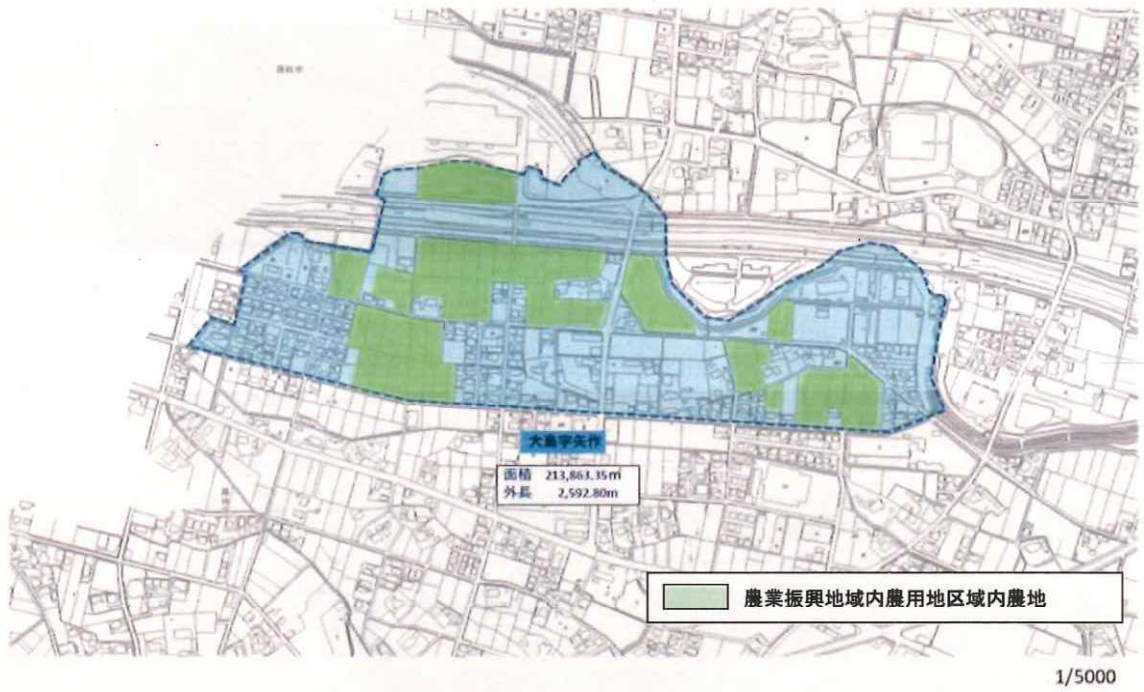


農業振興地域内農用地区域内農地

【別紙2】重点促進区域4  
焼津市大島字矢作

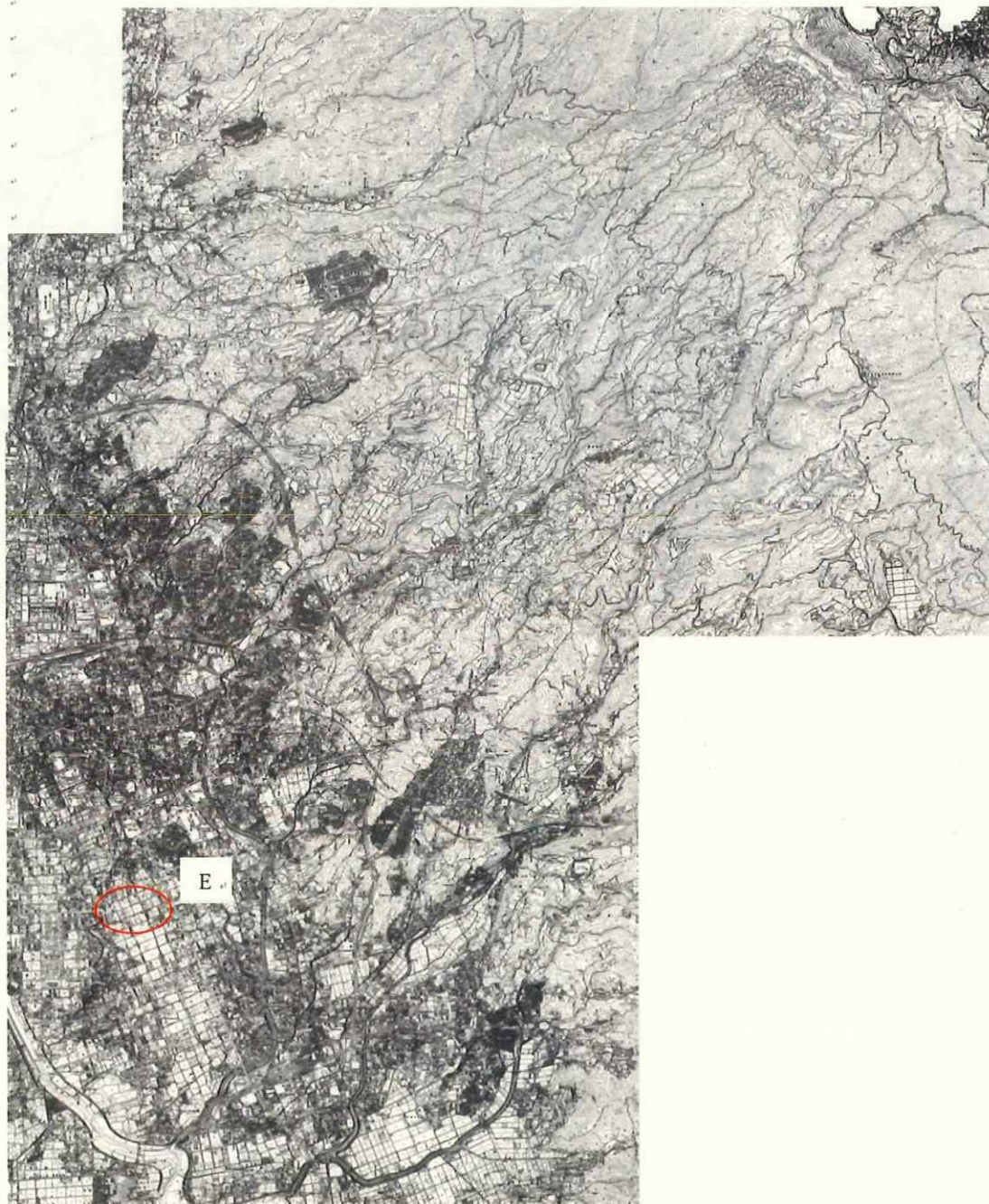


【別紙2】重点促進区域4 拡大地図  
焼津市大島字矢作

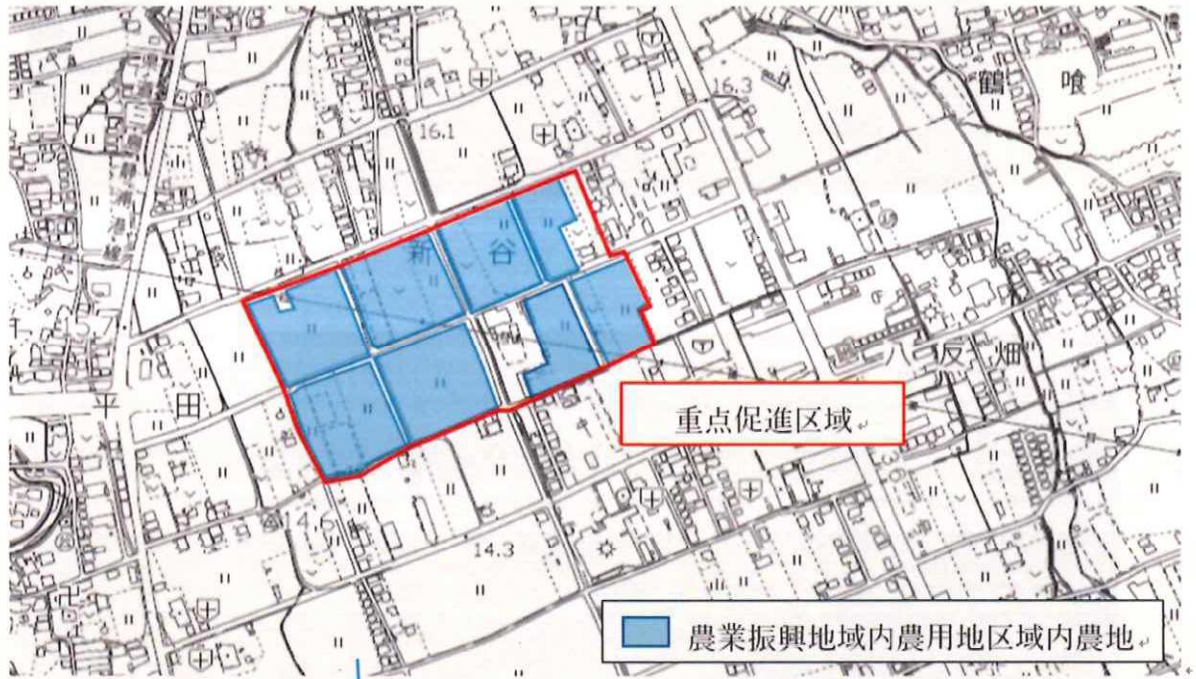




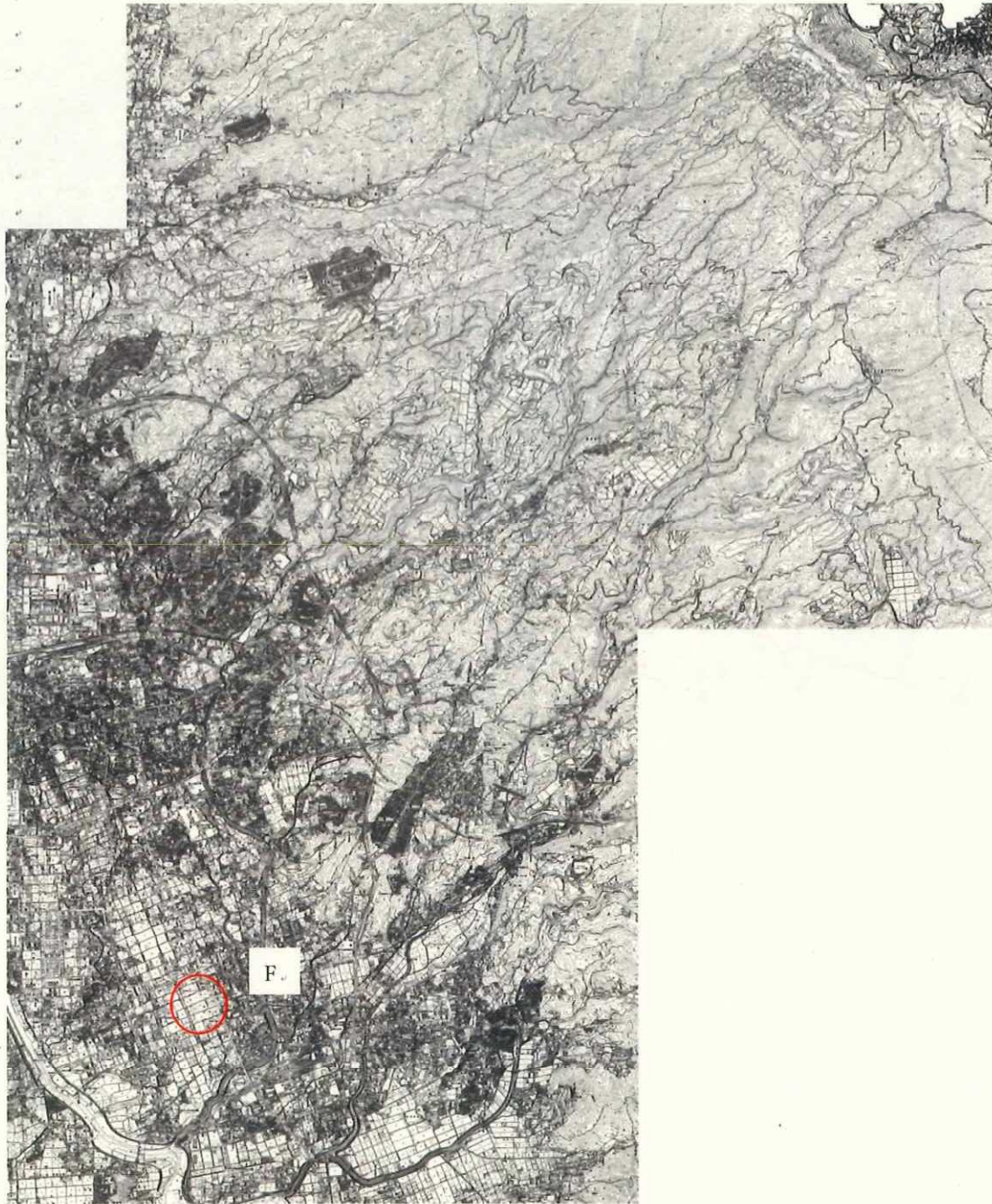
【別紙2】重点促進区域5  
三島市新谷



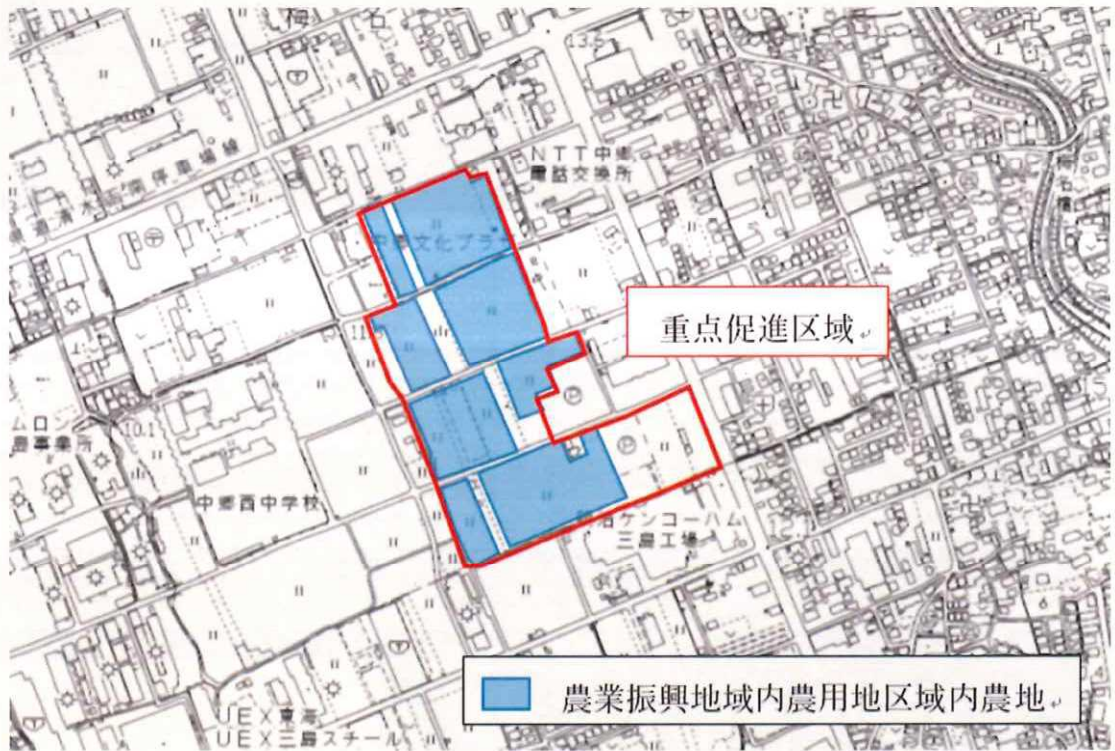
【別紙2】重点促進区域5 拡大地図  
三島市新谷



【別紙2】重点促進区域6  
三島市梅名



【別紙2】重点促進区域6 拡大地図  
三島市梅名



【別紙3】 6 (4) 事業者からの事業環境整備計画提案担当部署一覧

自治体名	担当部署名	連絡先
静岡県	産業政策課	054-221-2650
静岡市	産業基盤強化本部	054-354-2046
浜松市	企業立地推進課	053-457-2282
沼津市	産業政策課	055-934-4744
熱海市	観光経済課	0557-86-6203
三島市	企業立地推進課	055-983-2715
富士宮市	商工振興課	0544-22-1154
伊東市	企画課	0557-32-1061
島田市	内陸フロンティア推進課	0547-36-7125
富士市	産業政策課	0545-55-2906
磐田市	産業政策課	0538-37-4904
焼津市	誘致戦略課	054-626-2260
掛川市	産業労働政策課	0537-21-1125
藤枝市	企業立地戦略課	054-643-3244
御殿場市	商工振興課	0550-82-4683
袋井市	産業未来課	0538-44-3155
下田市	産業振興課	0558-22-3914
裾野市	産業観光スポーツ課	055-995-1857
湖西市	産業振興課モノづくり推進室	053-576-0018
伊豆市	観光商工課	0558-72-9911
御前崎市	商工観光課企業港湾室	0537-85-1164
菊川市	商工観光課	0537-35-0936
伊豆の国市	商工課	055-948-1415
牧之原市	商工企業課	0548-53-2624
東伊豆町	観光産業課	0557-95-6301
河津町	企画調整課	0558-34-1924
南伊豆町	商工観光課	0558-62-6300
松崎町	企画観光課	0558-42-3964
西伊豆町	まちづくり戦略課	0558-52-1966
函南町	産業振興課	055-979-8114
清水町	産業観光課	055-981-8239
長泉町	産業振興課	055-989-5516
小山町	フロンティア推進課	0550-76-6129
吉田町	産業課	0548-33-2122
川根本町	産業振興課	0547-56-2226
森町	産業課	0538-85-6319